

平成 17 年 度

監 査 報 告

第 2 回 定 期 監 査 結 果 報 告

第 2 回 財 政 援 助 団 体 等 監 査 結 果 報 告

横 浜 市 監 査 委 員

目 次

| | |
|--------------------------------|--------|
| 第 2 回 定期監査結果報告 | 3 ページ |
| 第 1 定期監査（事務関係） | 5 ページ |
| 第 2 定期監査（工事関係） | 22 ページ |
| 第 3 定期監査（テーマ監査「指定管理者制度」） | 30 ページ |
| 第 2 回 財政援助団体等監査結果報告 | 39 ページ |
| 参考資料 | |
| 財政援助団体等監査の対象団体の概要 | 47 ページ |

監査報告第1号
平成18年4月7日

横浜市 長 中 田 宏 様

| | |
|---------|---------|
| 横浜市監査委員 | 一 杉 哲 也 |
| 同 | 須須木 永 一 |
| 同 | 田野井 一 雄 |
| 同 | 高 橋 稔 |

平成17年度第2回定期監査及び
第2回財政援助団体等監査結果報告

地方自治法第199条の規定に基づき監査を行ったので、その結果を次のとおり提出する。

第 2 回定期監査結果報告

第 1 定期監査（事務関係）

第 2 定期監査（工事関係）

第 3 定期監査

（テーマ監査「指定管理者制度」）

第1 定期監査（事務関係）

1 監査の対象及び範囲

主として平成16年4月1日から平成17年11月30日までに執行された財務に関する事務について、次の局、区及び事業本部を対象に監査を行った。

なお、平成18年4月に局再編成が行われたが、監査を実施した局、区及び事業本部については、平成17年度の名称で表記し、再編成後の事務所管局等については〔 〕内に併記している。（以下、定期監査（工事関係・テーマ監査）及び財政援助団体等監査も同様）

(1) 財務に関する事務全般について実施した局、区及び事業本部（〔 〕内は平成18年4月の局再編成後の事務所管局等）

ア 市民協働推進事業本部〔市民活力推進局、安全管理局〕

イ 文化芸術都市創造事業本部〔開港150周年・創造都市事業本部、市民活力推進局〕

ウ 市民局〔市民活力推進局、こども青少年局、経済観光局、道路局、安全管理局〕

エ まちづくり調整局

オ 水道局

カ 西区

キ 磯子区

(2) 財務に関する事務のうち、財政援助団体等監査の対象となった団体に関する事務について実施した局及び区

ア 福祉局〔こども青少年局〕

（社会福祉法人青い鳥、社会福祉法人横浜市リハビリテーション事業団）

イ 衛生局〔健康福祉局〕（財団法人横浜市スポーツ振興事業団）

ウ 環境創造局

（財団法人横浜市スポーツ振興事業団、財団法人横浜市緑の協会、協栄ビルメンテナンズ株式会社）

エ 教育委員会事務局〔市民活力推進局〕（財団法人横浜市スポーツ振興事業団）

オ 神奈川区（アクティオ株式会社）

カ 港北区（港北区区民利用施設協会）

キ 戸塚区（財団法人横浜キリスト教青年会）

2 監査の期間

平成17年12月13日から平成18年3月23日まで

3 監査の方法・着眼点

(1) 監査の方法

今回の監査は、監査対象とした局、区及び事業本部の財務に関する事務が適正に行われているか、また、事務、事業等について、経済的・効率的な執行が行われているかなどについて次のような着眼点から監査を行った。

また、監査に当たっては、それぞれ抽出により関係書類等を検査するとともに、関係職員から説明を聴取した。

(2) 着眼点

ア 財務に関する事務全般が、関係法規及び予算に基づき適正に執行されているか。

(ア) 収入については、調定事務・徴収事務が適正に執行されているか。

(イ) 支出については、予算が適正・効率的に執行されているか。

(ウ) 契約事務・検収事務が公正に行われているか。

(エ) 財産の取得・管理・処分が適正に行われているか。

イ 事務・事業についてコスト削減等経済的・効率的な執行が行われているか。

ウ 事業手法が目的を達成するために有効なものか。

4 監査の結果

対象とした局、区及び事業本部の事務は、おおむね適正に執行されていたが、次に述べる事項については、改善、検討の必要があると認められたので、適切な措置を講じられたい。

なお、財政援助団体等監査の対象となっている各団体に関する事務について改善、検討の必要があると認められた事項については、財政援助団体等監査結果報告を参照されたい。

また、監査の期間中に、監査対象とした局、区及び事業本部が既に措置を講じたものについては「措置済事項」として措置内容を記載し、監査の結果に基づき必要があると認めたものについては「意見」として記載した（以下の監査においても同様）。

『市民協働推進事業本部』

(1) 自治会・町内会館整備費補助に際し適切な検査確認等を求めるもの

(市民協働推進事業本部)

市民協働推進事業本部（以下「本部」という。）及び区では、「横浜市自治会・町内会館整備費補助要綱」（以下「要綱」という。）に基づき、新築、改築、大規模修繕などの整備に要する経費について、補助限度額の範囲内で2分の1を補助している。区長は、補助申請を受け、内容を確認し補助を決定し、整備完了後には内容確認審査及び完了検査の上、補助金交付額を決定している。これらの決定に際し区長は、整備

費の見積額や整備完了時の内容確認審査や完了検査など、主として技術的な内容については、「自治会・町内会館整備費審査委員会」（本部に設置し、まちづくり調整局の技術職員も委員となっている。以下「審査委員会」という。）に審査を依頼している。

そこで、この審査事務についてみたところ、要綱には審査対象を限定する規定はないが、要綱の下位規程にあたる「自治会・町内会館整備費審査委員会設置運営要領」（以下「要領」という。）により、審査対象を原則として補助予定額200万円を超える整備工事とし、500万円以下については完了検査を省略できるとしているため、審査委員会による完了検査が行われた工事は、平成16年度の補助対象工事43件中、14件（32.6%）のみであった。また、補助予定額200万円を超え500万円以下の整備工事については、要領では整備後の内容確認審査を省略できるとはされていないが、当該審査は行われていなかった。

については、事実上、整備費が1,000万円以下（補助予定額500万円以下）の工事については、審査委員会による完了検査や整備後の内容確認審査は行われず、区職員等による提出書類の確認だけとなっていることから、完了検査等の対象範囲については見直しを行い、合理的な理由により例外を設ける場合も含め、要綱等に規定されたい。

(2) 「協働推進の基本指針」に基づく事業の目標設定を求めるもの

（市民協働推進事業本部）

（意見）

市民協働推進事業本部（以下「本部」という。）は、平成16年7月に策定した「協働推進の基本指針」（以下「指針」という。）に基づいて、市民活動団体など様々な主体が、行政と協働して地域の課題を解決していくため、「協働推進のための制度」、「協働推進の環境整備」及び「協働を推進する体制」を整備するとし、このため横浜ライセンス制度、市民活動推進ファンドなど14の事業について、本部設置以来2か年の間、順次、事業化に取り組んでいるところである。

そこで、「指針」で協働推進の取組として掲げた各事業の目標設定状況についてみたところ、具体的な目標が定められていない事業等も見受けられた。

については、事業の達成状況を評価・検証するための具体的な目標や目標年度等を定め、PDCAサイクルに基づいて適時に検証を行うことで、課題や成果を市民と共有し、より一層の協働の推進を図られたい。

《措置済事項》

(3) 物品の調達について適正な手続を行うことを求めるもの（市民協働推進事業本部）

「横浜市契約事務委任規則」によると、局長は1件10万円以上の物品の調達につい

ては、財政局長に契約の締結を依頼し、競争入札等により契約することとされている。

そこで、市民協働推進事業本部（以下「本部」という。）のパソコン等の調達についてみたところ、一括して発注すべきところ10万円未満に分割して発注している事例が見受けられたので、今後、物品調達に当たっては、発注を分割することなく、必要な調達量の合計金額に基づき適正な調達手続を行うよう周知徹底するとともに、決裁権者が確認を行うなど、事務手続についての内部チェックの一層の強化を図りたい。

ア 一体として使用するパソコン本体とソフトウェアをそれぞれ予定価格10万円未満として別々に発注し、同日に同一業者から購入しているもの。また、このことにより、ソフトウェアの購入価格は、本部が別途競争入札で購入した価格に比べ3割から5割程度割高となっていたもの

イ 年度末の約2か月間に3回にわたり、同一機種のパソコンを1台ずつ合計3台、同一業者から単独随意契約により購入していたもの

【対象事業本部が講じた改善内容】

市民協働推進事業本部では、平成18年3月に、物品の調達等について分割して調達を行わないことなどを各課に通知し周知徹底を図った。

『文化芸術都市創造事業本部』

(4) 市所蔵カメラ・写真コレクションの一層の活用を求めるもの

(文化芸術都市創造事業本部)

文化芸術都市創造事業本部では、写真・映像を核とする個性ある市民文化の創造・振興に寄与すること等を目的に、カメラ・写真コレクションを、世界のカメラと写真の発達の歴史がたどれると評価の高いコレクションであるとして、平成5年度及び平成6年度の2か年にわたり購入した（約1万件、取得価格約4億円）。

そこで、その活用状況をみたところ、平成7年度から平成12年度までは毎年度横浜美術館等で展示を行っていたが（年間5日から50日程度、1回当たりの展示品数50件から300件程度）、平成13年度以降は、平成15年度に横浜赤レンガ倉庫1号館で7日間の展示を行ったのみである。

については、展示場所・内容について関係局等と十分連携し、取得した高額資産をできる限り有効活用するよう積極的に検討されたい。

(5) 普通財産である市民プラザの管理運営について競争性の導入の検討を求めるもの

(文化芸術都市創造事業本部)

(意見)

文化芸術都市創造事業本部は、普通財産である吉野町市民プラザ及び岩間市民プラザ（以下「市民プラザ」という。）について、「財産の交換、譲渡、貸付け等に関す

る条例」第4条に基づき、財団法人横浜市芸術文化振興財団（以下「財団」という。）に対して無償貸付を行うことにより財団が運営しており、運営経費を本市が補助している（平成16年度約1億4,603万円）。

同条例によると、無償貸付は公共的団体が公益事業の用に供する場合等に限定していることから、財団に対して無償貸付をしているとのことである。

市民プラザは、音楽、演劇等の練習・創作・発表の場として、「公の施設」と同様、住民の福祉を増進する目的をもって利用に供されている施設であると考えられることから、無償貸付方式は相手方が限定されること、「公の施設」の指定管理者を原則公募により選定していることなどを踏まえ、これらの施設について、現行方式について見直しの検討を行い、市民サービスの向上及び本市の負担軽減を図るため、管理運営に競争性を導入することを検討されたい。

『文化芸術都市創造事業本部及び市民局』

《措置済事項》

(6) タクシー券の取扱いについて改善を求めるもの

（文化芸術都市創造事業本部及び市民局）

タクシー券の使用について、次のようなものが見受けられたので、適正な管理を行うよう改められたい。

ア 乗車券受払簿に記載せずにタクシー券を使用していたもの（勤労市民室5件）

イ 近距離のタクシー使用について、市内出張命令簿に記載がなく、使用の妥当性が確認できないもの（勤労市民室6件）

ウ 未使用分のタクシー券について所在を確認したところ、記録や発行責任者の確認なく廃棄したとしているもの（勤労市民室9件、文化芸術都市創造事業本部10件）

【対象事業本部及び局が講じた改善内容】

文化芸術都市創造事業本部及び市民局では、平成18年3月に、タクシー券の使用に伴う乗車券受払簿及び市内出張命令簿への記載、タクシー券の管理等について、全課に対し通知し周知徹底を図った。

『市民局』

(7) 世帯更生資金貸付金について返済の促進を求めるもの（市民局）

市民局で行っている世帯更生資金貸付金の返済状況についてみたところ、収入未済額が、平成17年11月末現在で約1億7,000万円となっている。

同貸付事業については、平成17年度をもって終了することとし、また、債権の回収に向け年2回の書面による催告に加えて連帯保証人への働きかけを始めているところであるが、未収金額がいまだ多額であることから、より一層返済の促進を図られたい。

(8) 勤労者への貸付事業に係る金融機関への預託について改善を求めるもの（市民局）

市民局では、市内勤労者の福祉の増進を図るため、資金の貸付けを行う中央労働金庫（以下「労金」という。）に対して預託を行っているが、次のようなものが見受けられたので、預託方法について改善を図りたい。

ア 労金は、医療、冠婚葬祭等のための「福祉資金」及び住宅の取得等を目的とする「住宅資金」について、勤労者福祉共済の会員に対し貸付けを行っており、本市は、貸付利率を抑えるため、当年度末残高見込額の2分の1を無利子で、年度当初に労金へ預託し、年度末に返還を受けている。

平成16年度は、当年度に福祉資金、住宅資金についてそれぞれ1億円の貸付けを行い、過年度貸付分を含めて当年度末貸付残高が3億円になると見込み、1億5,000万円を預託したが、福祉資金の貸付実績額は250万円であり、住宅資金については、平成14年度以降貸付実績がなく、平成16年度末貸付残高は約4,300万円であった。

については、本市一般会計において、資金不足のため借入れを行っている状況を勘案し、貸付けの実行状況を把握して必要額についてのみ預託を実施することや、貸付実績に伴い金利差額分を利子補給する方法に変更するなど、処理を改められたい。

イ 生活安定のための資金貸付け及び育児介護休業生活資金貸付けを行う労金に対して、平成17年度は無利子で4億円を預託している。

しかし、労金との預託契約書には、生活安定のための資金貸付けについては具体的な貸付条件を規定していないことから、貸付利率や返済期限など具体的な貸付条件を設定し、それに見合った預託を実施するよう改められたい。

(9) 横浜労働者福祉協議会補助金の交付について改善を求めるもの（市民局）

市民局では、労働福祉に関する事項全般について啓発、調査等を行い、労働団体と事業団体の社会的役割の発揮と各種社会福祉施策の充実に寄与することを目的とする横浜労働者福祉協議会（以下「協議会」という。）に対して、「横浜労働者福祉協議会補助金交付要綱」に基づき、運営に必要な経費の一部を補助している。

協議会の会計年度が10月から翌年9月までであることから、補助金は半年分ごとに2回に分けて支出している。

そこで、補助金の交付状況についてみたところ、平成17年4月から平成17年9月分の補助金について、市から310万円の補助金が交付されていたが、交付申請時に協議会から提出された収支予算書では、前期繰越金約522万円、次期繰越金約159万円が計上されていた。

については、協議会の収支状況や事業内容等を勘案して、補助金の交付を行うよう改められたい。

(10) 刊行物サービスコーナー運營業務委託について競争性の導入を求めるもの

(市民局)

市民局では、市民情報センター内の刊行物サービスコーナー（以下「サービスコーナー」という。）において、本市が発行する刊行物の販売や有償コピーサービス業務等を委託により実施している。

そこで、サービスコーナーの運營業務委託についてみたところ、本市の事務事業に精通していること及び優良な実績をあげていることを理由として、昭和58年のサービスコーナー開設以来、社団法人横浜市港友会に単独随意契約により委託している（平成17年度契約金額約927万円）。

については、業務内容は、他の事業者でも可能であると考えられるので、委託先の決定に際して競争性を導入されたい。

(11) シルバー人材センターに対する適切な財政援助を求めるもの（市民局）

市民局では、高齢者の就業機会を確保し、活力ある地域社会づくりを推進するため、財団法人横浜市シルバー人材センター（以下「財団」という。）の運営事業費の収支差引分について補助金（平成16年度約1億3,850万円）を交付するとともに、財団の会員に対する配分金支払日を過ぎてから受注業務の契約金が入金される場合があることから、運転資金について年度当初に無利子で貸し付け（同2億1,000万円）、年度末に返還を受けている。

補助金については、財団に人件費など管理運営費の財源がないため、財団作成の資金計画表に基づき、年4回の前金払とし、年度当初にその大部分を支出している。

そこで、平成16年度における財団の資金繰りの状況についてみたところ、貸付金返還後の年度末を除き、具体的な用途が定められていない積立預金である新規事業等準備積立預金（以下「準備積立預金」という。）を含めて最小約8,500万円、最大4億円を超える資金残となっていた。

については、財団の実際の資金繰りの状況を反映した資金計画に基づき、補助金及び貸付金の支払時期等を決定するよう改められたい。

また、平成16年度の補助金の精算についてみたところ、財団の自主財源である事業収入等が当初予算に比べて増加したため、準備積立預金へ2,000万円を積み立てていたが、具体的な用途の定まっていない準備積立預金への積立てに補助を行うことは適切ではないので、補助金の用途に応じて精算を行われたい。

(12) 青少年インターンシップ事業についてより効果的な事業実施を求めるもの

(市民局)

市民局では、将来の職業に対する意識醸成を図ることを目的として、15歳から24

歳程度の青少年を対象に、市内の事業所において、美容師、塗装技能士等の職業体験を提供する、青少年インターンシップ事業を平成16年度から実施している（平成16年度事業費約137万円）。

そこで、同事業への参加状況についてみたところ、平成16年度が9名（20名募集）、平成17年度は、平成18年1月末現在、11名（50名募集）の参加にとどまっていた。

同事業は、フリーターやニートなどの青少年の就業実態が社会問題となっているため、「横浜市青少年プラン」（平成16年7月策定）において、青少年の社会参加を支援するために重点的に取り組んでいる事業の一つでもあることから、2年間の事業の実施効果について他機関で実施している類似事業との関係も含めて検証を行い、学校や受入先等の関係団体とも連携して、より効果的な事業実施となるよう検討されたい。

(13) 外国人市民相談の利用増進に向け検討を求めるもの（市民局）

市民局では、市内に在住する外国籍の人（以下「外国人」という。）が法律、労働、人権、交通事故等について相談できるよう、外国人相談事業を実施している。中国語と英語は月4回（1回3時間）、ハンガル、スペイン語及びポルトガル語は月2回（1回3時間）、11人の通訳者を各言語1人ずつ輪番で配置し、相談時における通訳や電話による問い合わせへの対応等を行っている。

平成14年度第1回定期監査の指摘を受け、外国人相談の利用促進に向け、平成15年度から相談の回数を見直すとともにPRを行うなど改善に取り組んだものの、その後の利用者数は増加していない（相談等の件数は5言語合計で平成15年度年間144件（月平均12件）、平成16年度年間108件（月平均9件）、平成17年度（4月～11月）63件（月平均約8件））。

平成17年12月末現在、横浜市の外国人登録者は約7万人であり、財団法人横浜市国際交流協会が行っている外国人対象の日常生活の相談及び弁護士や社会保険労務士等を相談対応者とする無料専門相談会をいずれも多く外国人が利用していることから、外国人を対象とする相談機能へのニーズは高いと考えられる。

については、利用者数が増加していない原因を分析した上で、区や横浜市国際交流協会、国際交流ラウンジ等と連携を図り、より効果的な事業の実施となるよう検討されたい。

(14) 海・ふれあい・体験事業について効果的な事業実施等を求めるもの（市民局）

市民局では、平成17年度新規事業として、横浜の青少年が、自然とふれあうなどの体験を通じて横浜の海や港に関心を持つこと等を目的に「海・ふれあい・体験事業」

を行っている。この事業は、財団法人横浜市青少年育成協会への委託により実施する「夏休みコース」のほか、企画を公募し補助金により実施する「公募コース」の2種類がある。

そこで、「公募コース」の実施状況についてみたところ、補助金の交付を受けたNPO法人2団体の主催で、小学生対象の1泊2日の催しを2回実施していた（補助金総額約370万円）が、2団体の企画募集に対し応募が2団体となっており、また、このうち1団体の催しについては参加者数が120人の計画に対し38人とどまっていた。

については、次年度に向けて事業の実施効果を検証し、より多くの団体から企画が提案されるよう働きかけるとともに、選考した団体には参加者増加に向けたPRの促進等を指導されたい。

(15) 技能文化会館「匠プラザ」の一層の活用を求めるもの（市民局）

市民局では、横浜市技能文化会館の常設展示場「匠プラザ」において、横浜の技能職者の文化と歴史の普及事業として各種の道具類を展示・管理している。

そこで、「匠プラザ」の入館者数についてみたところ、「横浜マイスターまつり」を横浜市技能文化会館で開催した平成16年度の入館者数が約5,000人（月平均約430人）であったほかは、平成12年度から平成15年度は年間平均約2,500人（月平均約200人）、平成17年度は8か月間で約1,600人（月平均約200人）にとどまっていた。

については、平成17年度に「匠プラザ」に実演・体験スペース36㎡を増設するなどの改修工事を行ったことでもあるので（工事費約355万円）、これを生かして事業の充実を図り、また、入館者数が増加するよう、平成18年度から管理運営を行う指定管理者と協議した上で具体的な対応策を検討されたい。

《一部措置済事項》

(16) 青少年育成活動支援事業の補助金交付要件の適切な確認を求めるもの（市民局）

市民局では、協働による青少年育成活動を推進するため、市民の自主的な青少年育成活動に対して経費の一部を補助する「青少年育成活動支援事業」を新規に行い、初年度である平成17年度は34団体（35事業）に補助金を交付している（総額約410万円）。

そこで、関連する書類をみたところ、平成18年1月現在、次のようなものが見受けられたので補助金交付要件の適切な確認を行われたい。

ア 「横浜市青少年育成活動補助金交付要綱」（以下「要綱」という。）第3条において、主催団体の構成員の半数以上が市内在住・在学・在勤であることが必要条件となっているが、要綱で提出を義務付けている役員名簿では構成員全員が登載されておらず必要条件が確認できないもの（33団体）

イ 要綱第9条において提出が定められている書類のうち、収支予算書の金額に相違のあるもの（1団体）、収支予算書を未提出のもの（1団体）、名簿を未提出のもの（1団体）

【対象局が講じた改善内容】

市民局では、平成18年2月に、未提出の書類及び金額に相違のある書類について当該団体から提出を受けた。

(17) 横浜こども科学館地下駐車場の位置付けの明確化を求めるもの（市民局）

（意見）

市民局では、横浜こども科学館（以下「科学館」という。）の管理運営を、財団法人横浜市青少年育成協会（以下「協会」という。）に委託している。

科学館は、平成18年度から指定管理者制度が導入され、団体統合の経過から、公募によらず協会が指定管理者となるが、5年後には公募を行う予定である。

科学館の地下駐車場（552㎡）については、来館者の利便性を図るため、協会に行政財産の目的外使用許可をしている。同使用料については全額免除しており、協会は、駐車場収益を、駐車場の保守管理経費や協会の自主事業費に充当している。

しかし、平成18年度から、地下駐車場については、指定管理者の業務対象とし、駐車場収入を施設管理経費の財源として位置付け、指定管理料の算定に反映する予定であることから、科学館と一体の公の施設として、駐車場利用料を条例上、利用料金として規定されたい。

『まちづくり調整局』

(18) 「横浜市開発事業の調整等に関する条例」に基づく調整の一層の推進を求めるもの

（まちづくり調整局）

（意見）

市民、開発事業者及び横浜市が協働して地域の特性に応じた良好な都市環境の形成を図ることを目的として、開発事業を行う前に開発事業者から市への事前届の提出や周辺住民への計画概要の説明等を新たに義務付けた「横浜市開発事業の調整等に関する条例」（以下「条例」という。）が平成16年3月に制定されており、それまで開発に関係するそれぞれの局が別個に指導を行っていたが、条例施行後はまちづくり調整局が開発計画に関する総合窓口となり各局等と調整を図った上で指導を行っている。

そこで、条例施行後の平成16年9月から17年8月までの1年間について、1,000㎡以上の開発事業の処理期間をみたところ、平成15年度は47件について、事前審査受付から開発許可までの期間が平均約177日だったものが、条例施行後の71件について、事前届から開発許可までの期間が平均約131日と大幅に短縮されるとともに、従来は

毎年3件から10件程度出されていた審査請求は、条例施行後は1件もなかった。

また、指導・助言内容等をみたところ、事業者から市へ提出された事前届や開発構想書について、良好なまちづくりのために必要な調整事項や整備基準等に関し、指導・助言が適切に行われており、さらに事業者の住民に対する説明や住民から出された意見に対する事業者の見解等を示した開発事業説明状況報告書について、意見に対する見解等に調整が必要と思われる場合は、宅地指導課等の職員が調整し、大規模住宅のごみ置場の位置や宅地造成における地盤の高さの変更が適切に行われた事例などがあった。

については、条例制定の効果がみられると考えられることから、引き続き条例の趣旨を踏まえ、さらに事業者に対して、地域まちづくり計画及び周辺環境への配慮等に関して必要かつ適切な情報提供や指導・助言を行うとともに、住民に対しては地域社会の一員として積極的に意見を述べるよう働きかけることなどにより、市民や事業者と協働しつつ横浜市における良好な住環境の形成・保全に向け、条例に基づく調整を一層推進されたい。

《措置済事項》

(19) 旅費請求事務等について改善を求めるもの（まちづくり調整局）

各前渡金管理者の旅費請求事務等をみたところ、次のような事例が見受けられた。

については、前渡金事務は、事故防止の観点からも厳格な取扱いが求められるので、各課等においては、チェックを強化するとともに、「横浜市予算、決算及び金銭会計規則」等に基づく適正な事務手続が行われるよう局全体に周知徹底されたい。

ア 北部建築事務所では、前渡金管理者の銀行口座に入金された旅費代金を約5か月間引き出さず、出張者に対し長期間支払を行っていなかった。

また、相談調整課及び住宅計画課においても、銀行口座に入金された旅費代金を約2か月間引き出していないかった。

イ 南部建築事務所では、平成17年4月分から9月分までの市外出張について6か月分まとめて支出命令を行っていたことなどにより、出張者に対して長期間旅費代金の支払を行っていなかった。

ウ 住宅管理課では、平成17年7月以降の市内出張及び8月分以降の市外出張について旅費の支出命令手続を行っていないことなどにより、出張者に対し長期間代金の支払を行っていなかった。

【対象局が講じた改善内容】

まちづくり調整局では、平成18年2月に、前渡金事務等について事故防止の観点からもチェック機能を強化するなど事務手続の適正化及び迅速化を図るよう局内すべての部長及び庶務担当課長に説明するとともに、各部庶務担当課長あてに通知し周知徹

底を行った。また、同月に各課の実務担当者に対して説明会を実施した。

『水道局』

(20) ペットボトル水の製造販売事業について適切な損益計算を求めるもの（水道局）

水道局は、横浜水道の水を広く紹介するため、また、その売上金を道志水源林ボランティアの活動資金に充てるために、ペットボトル水「はまっ子どうし」を販売している。

そこで、「はまっ子どうし」の損益計算についてみたところ、製造に伴う委託経費等は把握されていたが、販売活動のための人件費や倉庫の減価償却費などの経費については把握されておらず、関連経費をすべて加味した損益計算を行えない状況にあった。

については、平成18年度の売上が約8,000万円と予測され、平成17年度の売上見込額3,300万円と比べて規模が拡大することから、事業の収支状況を正しく把握するために、関連経費をすべて加味した損益計算を行われない。

(21) 特殊勤務手当について廃止を求めるもの（水道局）

「横浜市企業職員の給与の種類及び基準を定める条例」によると、特殊勤務手当は、危険、有害、不快などの「職務の特殊性により、給与上特別の考慮を必要とする場合若しくは勤務能率の向上を図るため、勤務に対する特別の考慮を必要とするとき、支給することができる」とされているが、一般職職員の特殊勤務手当は平成18年4月から原則として廃止される。

そこで、水道局の企業職員に対する特殊勤務手当についてみたところ、「横浜市水道局企業職員の特殊勤務手当に関する規程」に、点検手当、企業手当、交替勤務手当、徴収手当、休日等緊急対策手当及び特別業務手当の6手当が規定されている。

このうち、点検手当については平成18年4月から廃止となり、企業手当については平成19年3月までの経過措置があるものの廃止が決定しているが、これらを除く4手当については廃止されることにはなっていない。

については、交替勤務手当、徴収手当、休日等緊急対策手当及び特別業務手当は、いずれも業務について危険等の勤務の特殊性が乏しく特別の考慮を必要としないと考えられることから、一般職職員の手当が廃止されることを踏まえ、早急に廃止されたい。

(22) 営業所等の駐車場利用について自家用自動車通勤等に際して適正な使用許可手続等を求めるもの（水道局）

水道局では、営業所、配水管理所、浄水場等の事業所敷地内に業務用又は来客用の駐車スペースを設けている。

そこで、駐車スペースの利用状況をみたところ、南営業所において職員に駐車スペースを無償で使用させている状況が見受けられた。

南営業所は、鉄道駅前であり、通勤に不便な場所ではなく、交通手段のない早朝又は深夜の勤務や特別な事情がないにもかかわらず、南営業所職員59人のうち約22%に当たる13名の職員に自動車又は二輪車での通勤を認めている。

なお、水道局が平成16年6月に実施した「自家用自動車による通勤状況の実態調査」によると、多くの事業所で自家用自動車通勤を認め、事業所敷地内の駐車スペースを無償で使用させている状況であった。

「横浜市企業職員の給与の種類及び基準を定める条例」、「横浜市水道局企業職員の給与に関する規程」などにより、通勤の手段として自家用自動車等の使用を認めることはあるが、それにより営業所等の敷地内での無料駐車が認められるものではない。

については、職員の自家用自動車通勤については、やむを得ない事情がある場合に限り、業務上の利用に支障のない範囲で認めるものとし、事業所敷地内の駐車については使用許可手続を行い、使用料を徴収するよう改められたい。

(23) 水道局公舎について廃止に向けた一層の見直しを求めるもの（水道局）

水道局では、「横浜市水道局公舎管理規程」に基づき、居住に供する建物（以下「公舎」という。）を、水道局職員に低廉な使用料で使用させている。

なお、「横浜市水道局公舎の区分と使用者の役割を定める要綱」により、176戸の公舎のうち、道志水源林管理所附属公舎1戸のみを業務上必要な公舎とし、それ以外の175戸を職員の福利厚生を目的とした公舎（以下「福利公舎」という。）としており、福利公舎について平成17年度から平成21年度までの5か年で77戸の廃止を計画している。

そこで、福利公舎の使用状況をみたところ、175戸のうち、平成18年1月現在の使用戸数は計79戸で、使用率は約45%であり、住宅事情が改善されていること、福利公舎に対する社会的評価が従来に比べ厳しくなっていることなどもあり、福利公舎の必要性はなくなってきたと考えられる。

については、現行の公舎廃止計画を前倒しを含めて実施するとともに、計画期間中存続する98戸の必要性について検討されたい。また、建物の老朽度や立地状況等を勘案して、資産の有効活用策等についても併せて検討されたい。

(24) 横浜市水道会館の敷地について適正な管理等を求めるもの（水道局）

水道局は、地上4階・地下1階の建物である横浜市水道会館（以下「横水会館」という。）の4階の専有部分を区分所有して水道局公舎（独身寮）として使用している。

残る3階から地下1階までの専有部分を財団法人横浜市水道会館（以下「財団」と

いう。)が区分所有しているが、水道局が建物専有面積の割合以上の土地を敷地に供出していることから、水道局は相当分の土地貸付料を財団から受け取ることにしている。

また、財団が敷地や建物共用部分の管理を行い、管理経費、改修工事費等(以下「管理費等」という。)の負担については、建物専有面積の割合によることにしている。

そこで、横水会館に関する土地貸付料、管理費等の算定をみたところ、次のようなものが見受けられたので改められたい。

ア 建物4階部分の階段室や避難通路を水道局の専有部分とし、一方で建物3階部分の階段室や避難通路を共用部分としているなど、専有部分と共用部分の区分の取扱いに不均衡があると思われるもの

イ 財団が専有部分を公益事業の用に供することを理由に、土地貸付料の一部を減免しているが、専有部分の実際の使用状況を確認することができず、減免の取扱いが適切であると確認できないもの

ウ 敷地に第三者が店舗を建築して物販営業を行っており、貸付料収入があると思われるが、敷地の持分割合等に応じた配分を水道局が受けていないもの

エ 駐車場貸付料などの敷地利用による収益があると思われるが、敷地の持分割合等に応じた配分を水道局が受けていないもの

(25) 通信講座受講費の補助について、業務との関連性を考慮した取扱い等を求めるもの (水道局)

水道局では、「横浜市水道局企業職員研修規程」に基づいて、「全職員を対象に、職員として業務の遂行上必要とされる基本的な知識等を習得させ、職務に応じた一般的能力を養成することを目的」として研修を実施しており、平成10年度から、水道局が指定する通信講座の中から職員が希望するものを選択して申込み、修了した場合には、通信講座の受講費を全額補助(平成17年4月から平成18年1月までで計115万円)することとしている。

そこで、水道局が指定する通信講座の内容をみたところ、音楽聴講(「ココロとカラダを癒す モーツァルト療法」、計45万円)など業務と直接関係がないと思われるものが一部含まれていた。

については、通信講座の受講費を補助する場合には、業務との関連性などを考慮した上で、補助割合を決定するなど改められたい。

(26) 職員に貸与するユニフォームについて貸与数量等の設定を求めるもの（水道局）

水道局では、平成16年12月にユニフォームを一新し、水道局職員を装った詐欺行為などの防止のために、ユニフォーム（ブルゾン、シャツ及びスラックス）の着用を職員に徹底し、ユニフォームを職員全員に、帽子等の被服を業務上必要な職員に貸与している。

そこで、ユニフォーム、帽子等（以下「ユニフォーム等」という。）の払出しについてみたところ、「横浜市水道局被服貸与規程」によると、職員に貸与するユニフォーム等の数量及び貸与期間を水道事業管理者が定めることになっているが、具体的な定めがなく、平成16年度及び平成17年度に、事務職員にはブルゾン2着、シャツ4着及びスラックス2着（一人当たり29,540円）を、技術職員にはブルゾン3着、シャツ5着、スラックス3着及び防寒服・帽子1着（一人当たり49,580円）を、現場技術職にはブルゾン4着、シャツ6着、スラックス4着及び防寒服・帽子1着（一人当たり61,080円）をそれぞれ貸与し、全体で約1億3,000万円を支出している。

については、実際の使用による消耗度等を確認した上で、規程等により、貸与品の数量と貸与期間を設定されたい。

『西区及び磯子区』

(27) ミニミニ区役所について開催場所等の見直しを求めるもの（磯子区）

磯子区では、区民サービス向上の観点から、身近なところで身近な相談を行うミニミニ区役所を実施している。

このうち、保険年金課のミニミニ区役所業務についてみたところ、委託により社会保険労務士2名を上中里地区センターに配置し、平成17年7月から毎月第2水曜日に年金相談等を実施しているが、12月までの取扱件数は、事業のPRに努めたものの、区政運営方針で設定した目標の150件を下回る34件となっていた。

については、ミニミニ区役所の開催場所や実施方法などについて、利用実績増加に向けた見直しを検討されたい。

(28) 休業日に勤務した職員について振替休暇の取得の促進を求めるもの（磯子区）

「横浜市一般職職員の勤務時間に関する規程」や総務局長通知などによれば、土曜日、日曜日などの休業日に特に勤務することを職員に命ずる必要がある場合には、職員の休日数確保の観点から、当該休業日に代わる日を指定し振り替えることとされている。

そこで、磯子区における、平成17年4月から11月までの休業日の勤務についてみたところ、休業日に勤務した職員延900人のうち、592人（65.8%）は振替休暇を取得していたが、一部の職員において、業務上特に支障が無かったにもかかわらず、振替休

暇を取得せずに超過勤務手当が支給されている例が見受けられた。

については、休業日に勤務した職員の健康維持のためにも、振替休暇の指定・取得の促進を図られたい。

(29) 磯子事業会に対する行政財産の目的外使用許可について改めるよう求めるもの

(磯子区)

磯子区においては、磯子区内の約100の民間商工業者や商店街連合会、郵便局などを構成会員とする磯子事業会の事務室について、「横浜市公有財産規則」で定める「その他市長が特に必要またはやむを得ないと認める場合」に適合するとして、区庁舎の目的外使用許可を行い、使用料を免除し、光熱水費については、磯子区が全額負担している。

そこで、磯子事業会の会則をみたところ、設立目的は会員相互の親睦を図るとともに、地域事業及び地域社会の発展に寄与することであるが、実際の活動は主として区と密接に連携・協力して、数々の公益的活動を行うとともに、区と事業者のとりまとめの窓口としても機能しているとのことである。

しかし、区庁舎内に事務室を設置することについて、特に必要またはやむを得ないとする理由は認め難いので、区庁舎の目的外使用許可について改められたい。

(30) 磯子区青少年指導員協議会の事務において、経費の節減を求めるもの（磯子区）

磯子区青少年指導員協議会（以下「協議会」という。）は、青少年指導員の任務を効果的に推進するため、青少年指導員活動に関する協議及び青少年指導員相互の連絡調整等を行うことを目的としている団体であり、磯子区地域振興課が事務局として事務を行っている。

そこで、協議会の事務についてみたところ、第19期（任期は平成16年度から17年度まで）の委嘱に当たり、全員分のユニフォーム（半袖ポロシャツ、長袖ポロシャツ、ジャケット及び帽子）を発注していた。

しかし、委嘱された160名のうち、再任されている者が111名いることから、すべての種類のユニフォームを全員分発注する必要性は少ないと思われる。

については、ユニフォームの発注に当たっては、新任者のみを対象とするなど、必要な種類や数を十分に考慮した上で、経費節減に努められたい。

(31) 「横浜市地域まちづくり推進条例」に基づく取組を一層推進するよう求めるもの

(西区及び磯子区)

(意見)

本市では、「市民等と市が協働して行うまちづくりによる安全で快適な魅力あるま

ちの実現」を目的とした「横浜市地域まちづくり推進条例」（以下「条例」という。）が平成17年10月1日に施行された。

条例では、地域まちづくり活動を行うグループが市に登録し、同グループを地域まちづくりの主体となる組織として市が認定し、認定された組織が策定した地域まちづくりプランやまちづくりのルールを市が認定することとしており、平成18年2月24日現在、24グループが登録され、組織2件及びルール1件が認定されている。

また、各区区政推進課には、まちづくり調整担当係長が配置されており、地域レベルでの制度普及・啓発やニーズのある地域への働きかけ等を行っている。

そこで、西区及び磯子区内のまちづくり活動状況等についてみたところ、西区では1グループ、磯子区では2グループが登録されていたほか、登録には至らないが、まちづくり協議会やまちづくりの勉強会などが始まっている地域も見受けられた。

については、地域まちづくりには、地域グループの活動が重要であり、また、区が重要な役割を果たすべきと考えられるので、引き続き地域レベルでの制度普及・啓発やニーズのある地域への働きかけ等に努められたい。

《措置済事項》

(32) 契約に当たり適正な業者選定等を求めるもの（西区）

西区総務課では、区制60周年記念事業として、平成16年度に「サクサク散策 西区ガイドブック」を作成した。

そこで、冊子作成に係る事務をみたところ、以下のような事務処理が見受けられたので、一連の事務（総額で約250万円）を分割することなく一括して経伺するとともに、契約に当たっては適正に業者を選定するよう改められたい。

ア 冊子の作成に係るデザイン、広告及び印刷の一連の事務について、分割して経伺していたもの

イ デザイン委託及び印刷製本について、特段の理由もなく本市一般競争入札有資格者名簿に登録されていない業者や印刷を営業種目として登録していない業者から見積書を徴していたもの

【対象区が講じた改善内容】

西区では、平成18年3月に、執行伺による経伺や契約相手方の選定について適正な事務処理を徹底するよう部課長会で説明し、各課長に周知した。

第2 定期監査（工事関係）

1 監査の対象及び範囲

主として平成16年4月1日から平成17年11月30日までに契約された工事及び前年度から継続している工事（委託を含む。）について、次の局を対象に監査を行った。

(1) 工事全般について実施した局

ア まちづくり調整局

イ 水道局

(2) 学校施設管理に関する工事に係る事務について実施した局

ア 教育委員会事務局

【監査対象工事及び監査実施工事】

| 監査対象局 | 監 査 対 象 工 事 | | 監 査 実 施 工 事 (監査対象工事の中から抽出) | |
|------------|-------------|--------------------|-------------------------------|-----------------------------|
| | 件 数 | 工事金額 (契約) | 件 数 | 工事金額 (契約) |
| まちづくり調整局 | 1,549件 | 620億5,987万 244円 | 144件 | 212億 89万3,380円 |
| 水道局 | 1,678件 | 580億7,095万3,541円 | 74件 | 44億3,103万3,383円 |
| 計 (抽出率) | 3,227件 | 1,201億3,082万3,785円 | 218件 (6.8%) | 256億3,192万6,763円 (21.3%) |

(3) 主な監査実施工事

ア まちづくり調整局

コンフォール明神台第2期新築工事（建築工事）、杉田小学校改築工事（建築工事）、上郷地区センター（仮称）新築工事（建築工事）、磯子第二ポンプ場雨水滞水池（第一期）築造工事（その6）、名瀬中学校耐震補強工事、北部市民ギャラリー（仮称）及び北部方面フォーラム（仮称）新築工事（空気調和設備工事）、同（電気設備工事）及び公共建築物保全対策調査業務委託（その2）

イ 水道局

恩田配水池耐震補強工事（その2）、上末吉五丁目φ100～300mm配水管新設工事、子安線φ400mm配水管改良工事、牛久保ポンプ設備新設工事（その1）[ポンプ設備]、同（その2）[電気設備]、小雀浄水場2系ろ過池太陽光発電設備設置工事及び（仮称）菊名合同庁舎建替工事設計業務委託

2 監査の期間

平成17年12月13日から平成18年3月23日まで

(ただし、教育委員会事務局は、平成18年2月28日から平成18年3月23日まで)

3 監査の方法・着眼点

(1) 監査の方法

今回の監査は、監査実施工事について、適正かつ効率的に執行されているか、環境負荷の低減が図られているかなどについて、次の着眼点から監査を実施した。

また、監査に当たっては、関係書類を検査するとともに、工事現場の調査等を実施し、関係職員から説明を聴取した。

(2) 着眼点

ア 契約、計画、設計、積算、施工管理、安全管理、検査等が適正かつ効率的に執行されているか。

イ 「環境負荷の低減」が図られているか。

ウ コスト縮減等経済的、効率的な執行が行われているか。

エ 事業手法が目的を達成するために有効なものか。

4 監査の結果

対象とした各局の工事は、おおむね適正に執行されていたが、次に述べる事項については、改善、検討の必要があると認められたので、適切な措置を講じられたい。

『まちづくり調整局』

(1) 「建築基準法」違反の建築物について、指導の強化等を求めるもの

(まちづくり調整局)

「建築基準法」に違反する建築物については、方面別建築事務所職員による中間検査時の報告や近隣住民からの通報、消防局などの関係局等からの報告等を受けた方面別建築事務所が調査により把握し、指導に従わないものは、違反对策課へ報告している。また、平成16年10月に特定非営利活動法人横浜市まちづくりセンターと「違反建築物等の情報提供に関する協定」を締結して違反建築物の情報提供を受けることとし、さらに、同センターに市街化調整区域のパトロールを委託し、違反の早期発見に努めている。

違反を確認した場合、改善に向けての指導を行うとともに、必要に応じて、改善のための勧告書（以下「勧告書」という。）や建築基準法に基づく是正のための命令書（以下「命令書」という。）等を交付し、工事の施工停止、建築物の除却、使用禁止等の処分を行うこととしている。また、平成17年4月から局内に「横浜市違反建築物

等処分判定委員会」を設置し、妥当性、公平性等の観点から処分方針や判定基準等について審議している。

そこで、平成12年度から平成17年度（12月末）までの6年間に方面別建築事務所から違反对策課へ報告された263件の指導状況をみたところ、すべてについて呼出し等による指導を行っており、そのうち、勧告書のみ交付したものは62件（約24%）、命令書を交付したものは46件（約17%）となっていた。

また、是正の状況は、全体の263件に対し75件（是正率約29%）となっており、勧告書を交付したものの62件に対し是正されたものは14件（同約23%）、命令書を交付したものの46件に対し是正されたものは20件（同約43%）となっていた。

については、早期発見などに取り組んでいるところであるが、違反の是正に向け、より積極的に指導を行われたい。また、特に、複数の法令に違反するなど悪質なケースが想定される場合は、関連部署との積極的な調整を図り、是正に向けた厳格な対応を図られたい。

さらに、違反防止に向けて、現在の体制を考慮した上で、重点的なパトロールなどの方策を検討されたい。

(2) 建築確認制度において、信頼を回復するための取組等を求めるもの

（まちづくり調整局）

（意見）

「建築基準法」（以下「法律」という。）によると、建築主は、建築工事に着手する前に、建築主事又は国土交通大臣等の指定を受けた者（以下「指定確認検査機関」という。）に確認の申請書（以下「確認申請書」という。）を提出し、その計画が建築基準関係規定などに適合することについて確認を受け、確認済証の交付を受けなければならないとされている。

確認済証が交付されている建築物の確認申請書について、平成17年11月に全国各地で構造計算書を不正に操作したことが判明した。平成18年1月末時点で、横浜市内でも7棟の建築物について不正に操作されていた。このうち、5棟（1棟は工事の途中で建設を中止）は地震時に必要とされる耐震性が不足しており、4棟は既に使用されていた。

この4棟のうち、2棟は建築主事が平成11年度に確認を行ったもので、これは、平成11年当時の法律では、大臣が指定した構造計算プログラムを用いて構造計算書を作成した場合、プログラムの計算過程を確認申請書の添付図書から省略できることとなっていることを悪用し、プログラムの計算過程で不正な荷重を設定し構造計算書を作成したとのことであった。

一方、残り2棟は指定確認検査機関が平成15年度に確認を行ったもので、通常の荷

重・外力を入力した構造計算書と外力を低減して入力した構造計算書の2種類の構造計算書を用意し、それぞれの前半と後半部分を組み合わせ、全体として計算結果に問題のないように見せかけた構造計算書を作成したとのことであった。

本市は、不正な操作が判明する以前の平成17年7月に、建築主事と指定確認検査機関との責任の明確化について法律を改正するよう国に対して要望するなどの働きかけを行ってきたところであるが、さらに、不正な操作が判明した後も、指定確認検査機関を建築主事と同等に位置付けることにより確認・検査処分を行った機関が責任をすべて取ることや大臣が認定した構造計算プログラムについて不正な操作ができないよう見直す等、法律等の改正を引き続き要望している。

また、マンション居住者に対して、国の支援策や市独自の支援策などについての情報提供等を積極的に行っているところである。

については、建築確認制度の信頼を回復して、市民が安全で安心して暮らせるためにも、建築主事と指定確認検査機関との責任の明確化等の法律等の改正に向けて、より一層、強く国へ働きかけるとともに、居住者への対応について、市として総合的な検討をさらに進められたい。

(3) 耐震促進事業において、計画的・効率的な取組などを求めるもの

(まちづくり調整局)

(意見)

平成17年10月に、「耐震改修の促進に関する法律」の一部が改正され、地震に対する建築物の安全性の向上を図ることを「国民の努力義務」として明記するとともに、国が定める基本的な方針に従い、県は耐震改修促進計画を作成し、市町村は同計画の策定に努めるものとしている。

国の基本的な方針によると、「住宅の耐震化率及び3階建1,000㎡以上の病院・百貨店などの建築物（「以下「多数の者が利用する建築物」という。）の耐震化率について、現状の約75%を、平成27年までに少なくとも9割にすることを目標とする。耐震化率を9割とするためには、今後、少なくとも住宅の耐震化は約650万戸（うち耐震改修は約100万戸）、多数の者が利用する建築物の耐震化は約5万棟（うち耐震改修は約3万棟）とする必要があり、建替え促進を図るとともに、現在の耐震改修のペースを2倍ないし3倍にすることが必要となる。また、建築物の耐震化のためには、耐震診断の実施の促進を図ることが必要であり、今後5年間で、10年後の耐震化率の目標達成のために必要な耐震改修の戸数又は棟数と同程度の耐震診断の実施が必要となると考えて、住宅については約100万戸、多数の者が利用する建築物については約3万棟の耐震診断の実施が必要であり、さらに、平成27年までに、少なくとも住宅については150万戸ないし200万戸、多数の者が利用する建築物については約5万棟の耐

震診断の実施を目標とすることとする。特に、公共建築物については、各地方公共団体において、今後、できる限り用途ごとに目標が設定されるよう、国土交通省は、関係省庁と連携を図り、必要な助言、情報提供を行うこととする。さらに、県の同計画には具体的な数値目標などを定め、市町村の同計画には優先的に耐震化に着手すべき建築物や重点的に耐震化すべき区域などを定めることが望ましい。」などとしている。

本市の耐震促進事業では、昭和56年5月末以前に建築された木造個人住宅や分譲マンションを対象に、所有者に耐震診断費用を助成し、さらに、危険と判定され耐震改修工事を実施する際に工事費の一部を助成し、耐震改修を促進している。また、昭和56年5月末以前に建築された多数の者が利用する建築物（「以下「特定建築物」という。）については、無料耐震診断を実施している。

そこで、当該事業の実施状況をみたところ、木造個人住宅の対象戸数約20万戸のうち、平成17年12月までに助成した耐震診断は17,039戸(対象戸数の8.5%)であり、そのうち7,284戸(対象戸数の3.6%)が危険と判定されたが、本市の助成により耐震改修工事を行ったのは620戸(危険と判定された戸数の8.5%)であった。また、分譲マンションの対象戸数約64,000戸のうち、平成17年12月までの耐震予備診断戸数は51,628戸(対象戸数の80.7%)であり、そのうち本診断を受けて、耐震改修工事が必要と判定されたのは2,682戸(対象戸数の4.2%)であったが、改修工事は実施されていなかった。なお、平成15年度から管理組合ごとに粘り強く働きかけたことから、平成17年度新たに、助成による耐震改修設計が313戸(改修工事が必要と判定された戸数の11.7%)で行われていた。

また、特定建築物の対象棟数約3,860棟のうち、平成17年12月までの本市の制度による耐震診断は61棟(対象棟数の1.6%)であり、いずれも低い状況であった。

については、耐震改修の促進に関しては、これまでも決算審査において意見を付したところであるが、より一層効率的・効果的に事業を進めるため、耐震改修促進計画を策定する際には、本市の実情を反映し、住宅や特定建築物の耐震診断戸数や耐震改修戸数などの具体的な数値目標を設定するとともに、所有者への耐震診断・耐震改修の支援や指導等を拡充されたい。また、耐震診断及び耐震改修工事に対する助成策の充実などを国に強く要望されたい。

(4) 平成19年度中に、公共建築物のストックマネジメントの導入などを求めるもの

(まちづくり調整局)

(意見)

まちづくり調整局は、「横浜市公共施設の長寿命化の推進について(基本方針)平成12年」に基づき、点検・修繕等の基準を策定し、市営住宅や学校施設の長寿命化に向け、保全業務を実施しているとのことである。一方、その他の公共建築物について

は、各々の施設所管局が実施するとされていたが、平成19年度から営繕部門を持たない市民局などの長寿命化に係る保全業務及び予算についてまちづくり調整局に一元化することとされ、本格実施に向け業務を順次移管している状況であった。

そこで、移管された保全業務の状況をみたところ、築10年以上を経過した建築物（660施設）を対象に、建築物や空調等の設備機器の劣化状況を調査中であり、調査が完了したもののうち劣化の激しいものから計画的に、緊急補修をしている状況であった。ストックマネジメントの考え方にに基づき、長寿命化や補修・更新費等の平準化・最小化を図ることができる長期保全更新計画については、平成18年度中に所管局が策定する施設の存続や統廃合などを定めた管理基本計画を踏まえ、平成18年度から平成19年度までに策定するとのことであった。

については、ストックマネジメントに基づく保全業務を着実に実施するため、市民局などから移管される保全業務に係る公共建築物について、平成19年度中に長期保全更新計画を策定されたい。また、修繕工事を実施する際には、公共建築物の保全に関する専門的実施機関としての財団法人横浜市建築保全公社と連携し、工事発注における競争性、透明性の確保を図りつつ、より一層効率的・効果的な保全業務に取り組まされたい。

《措置済事項》

(5) 建築工事等において、更なるコスト縮減を求めるもの（まちづくり調整局）

まちづくり調整局では、建築工事等において規格等の見直しや、設計の総点検等によりコスト縮減に努めているとのことであるが、以下のようなものが見受けられた。

ア 上郷地区センター（仮称）新築工事の便所の床工事において、市民局の「地区センター設計マニュアル」に基づき、湿式床（床に防水層とタイル張りを施し、水洗浄で清掃する方式）を設置していたが、学校や地域ケアプラザで採用している、より安価な乾式床（床にシート張りを施し、モップ等で清掃する方式）の採用が可能であったもの

イ 栗田谷アパート建替工事（第2工区衛生設備工事）の排水通気設備において、各住戸からの便所排水、浴室・洗面所排水、台所排水を3系統分流方式により3本の排水縦管（以下「排水管」という）で処理していたが、1DKの浴室・洗面所排水、台所排水の2本の排水管については、同一のパイプスペースにあり、浴室・洗面所排水と台所排水は、特殊な継ぎ手により合わせた1本の排水管による排水ができ、2系統分流方式が可能であったもの

については、関係局と調整し建築物の仕様・基準等を見直すよう働きかけ、また、設計担当者へ周知徹底を行うとともに、コスト縮減に関するチェックの強化を図られたい。

【対象局が講じた改善内容】

まちづくり調整局では、公共建築物の便所、排水管について設計上の考え方を示し、平成18年2月の課内会議で設計担当者への周知徹底を図るとともに、課単位もしくは係単位で設計会議を開催するなど、コスト縮減を観点においたチェックの強化を図った。また、便所床仕上げについては、同年3月に市民局と調整し地区センター設計マニュアルの改訂を行った。

『まちづくり調整局及び教育委員会事務局』

《措置済事項》

(6) 教育施設の改善工事の実施に向け適切な対応を求めるもの

(まちづくり調整局及び教育委員会事務局)

「建築基準法」によると、法令・条例等の建築基準関係規定が改正された以前に建築等が行われた部分については、改正後の規定は適用されないとされている。しかし、既存建築物に増築する場合等においては、増築部分が現行の規定に適合している必要があるとともに、既存部分についても、規定が遡及し、現行の規定に適合させなければならないとされている。

そこで、施設所管局の教育委員会事務局の依頼により、まちづくり調整局が設計を行い、平成16年度に完了した教育施設建築工事をみたところ、エレベーターの増築を行った校舎で、工事施工場所以外の既存部分で避難に必要な2方向への通路のうち1方向が確保されていない教室があるなど、現行の規定に適合していないものが見受けられた。これは、現行の規定が既存部の校舎等に遡及されたことにより改善すべき部分が発生したが、予算確保や学校運営などの理由により改善工事の着手が遅れているとの理由からであった。

については、教育委員会事務局は、まちづくり調整局と連携し、必要な改善工事の実施に向け適切な対応を図られたい。

また、まちづくり調整局においては、改善に向けて教育委員会事務局への働きかけを引き続き行われたい。

【対象局が講じた改善内容】

まちづくり調整局は、平成18年3月に、現行の建築基準関係規定に適合させる改善工事の要請を教育委員会事務局へ行った。

教育委員会事務局は、平成18年3月に、まちづくり調整局からの要請を受けて、改善工事の実施に向け、まちづくり調整局に改善工事の設計依頼を行った。

『水道局』

(7) 相模湖等の水源の汚濁負荷低減について、国に引き続き働きかけるよう求めるもの (水道局)

(意見)

現在、相模湖及び津久井湖（以下「相模湖等」という。）では、湖の富栄養化によりアオコやカビ臭などの原因となる藻類が発生している。アオコの発生抑制対策としては、昭和63年度から、湖の底から空気を吹き上げて水をかくはんさせている。また、カビ臭の除去対策としては、下流の鶴ヶ峰浄水場などで活性炭を用いて浄水の水質改善を行っており、平成16年度は約145トンの活性炭を使用している。

平成18年2月に公表した「横浜水道長期ビジョン・10か年プランの素案」では、相模湖等では、今後も引き続き、湖の富栄養化の進行に伴う藻類の増殖が予想されており、西谷浄水場でも、原水水質の状況に応じたカビ臭対策を実施するとしている。

また、平成17年11月に神奈川県が公表した「かながわ水源環境保全・再生施策大綱」によると、相模湖等は、その周辺や上流域における公共下水道などの生活排水処理施設の整備の遅れにより富栄養化が進んでおり、水質の保全を図るため県内外の施設の整備を早急に推進する必要があるとされている。

水源周辺の公共下水道などの整備率は平成16年度末で30%から50%程度であるため、神奈川県、本市などの水道事業者及び神奈川県内広域水道企業団で構成する相模川・酒匂川水質協議会から、国に対し、下水道整備を促進するための国庫補助枠の拡大や、水質の向上を図るための「湖沼水質保全特別措置法」の適用などを要望しているところである。

については、水源の水質を効率的・効果的に改善し、良好な水質の原水を確保するため、関係機関と連携し、国に国庫補助枠の拡大や同法の適用などについて、引き続き強く働きかけられたい。

第3 定期監査(テーマ監査「指定管理者制度」)

1 監査のテーマ

指定管理者制度

2 監査の対象及び範囲

主として平成16年4月1日から平成17年11月30日までに執行された上記テーマに関する事務について、次の局、区及び事業本部を対象に監査を行った。対象は、定期監査(事務関係)を実施する局、区及び事業本部並びに主として平成16年度に指定管理者制度に移行した施設及び当該施設を所管する局等から選んだ。

(1) 監査対象局区事業本部〔 〕内は平成18年4月の局再編成後の事務所管局等)

ア 文化芸術都市創造事業本部〔市民活力推進局〕

イ 総務局〔行政運営調整局〕

ウ 市民局〔市民活力推進局〕

エ 福祉局〔こども青少年局〕

オ 衛生局〔健康福祉局〕

カ 環境創造局

キ まちづくり調整局

ク 教育委員会事務局〔市民活力推進局〕

ケ 神奈川区

コ 西区

サ 磯子区

シ 港北区

ス 戸塚区

(2) 監査対象施設 ※〔 〕内は指定管理者の名称及び指定管理者制度への移行日

ア 踊場地区センター(財団法人横浜キリスト教青年会 平成16年2月15日)

イ 白幡地区センター(アクティオ株式会社 平成16年5月24日)

ウ 城郷小机地区センター(港北区区民利用施設協会 平成16年8月1日)

エ 磯子区民文化センター(財団法人横浜市芸術文化振興財団 平成17年2月5日)

オ 南部地域療育センター(社会福祉法人青い鳥 平成16年7月1日)

カ 西部地域療育センター

(社会福祉法人横浜市リハビリテーション事業団 平成16年7月1日)

キ 岡野公園(財団法人横浜市緑の協会 平成16年7月1日)

ク 芦名橋公園プール(協栄ビルメンテナンス株式会社 平成17年4月1日)

3 監査の期間

平成17年12月13日から平成18年3月23日まで

4 テーマ選定の理由

「地方自治法」が改正され、平成15年9月から「公の施設」の管理運営に「指定管理者制度」が導入された。「指定管理者制度」は、「多様化する住民ニーズにより効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減等を図ることを目的とするもの」（平成15年7月総務省自治行政局長通知）とされ、従来、委託先が公共的団体等に限定されていた公の施設の管理運営を、民間事業者も含めた幅広い団体にゆだねることが可能となった。

横浜市では、平成15年9月に「『公の施設』管理運営主体についての指針」を策定し、平成16年6月には基本的な考え方を「指定管理者制度導入に係る留意事項」としてまとめ、平成17年3月には「特に留意すべき事項」として「指定管理者制度導入手続におけるチェックリスト」を定め、さらに平成17年6月には「特に留意すべき事項の徹底」を通知するなど、指定管理者制度の導入を推進してきたところである。

なお、同法附則の経過期間（平成18年9月1日）までに、従来管理委託していたすべての施設について指定管理者制度に移行しなければならないとされており、現在、本市の指定管理者制度を導入した「公の施設」818施設のうち、797施設では指定管理者の指定が終わり、一部では、既に指定管理者による運営が行われていることから監査を実施した。

5 監査の方法・着眼点

(1) 監査の方法

公の施設の指定管理者の指定、民間事業者も含む指定管理者による公の施設の管理が、適正かつ公平、公正に行われているかについて検証するため、次のような着眼点から監査を行った。また、監査に当たっては、それぞれ抽出により関係書類等を検査するとともに、関係職員及び団体関係者から説明を聴取した。

(2) 着眼点

ア 所管局・区・事業本部関係

- (ア) 指定管理者の指定は、適正・公正に行われているか。
- (イ) 協定は適切に締結されているか。
- (ロ) 管理に関する経費の算定、支出の方法、時期、手続等は適切に行われているか。
- (ハ) 事業報告書の点検は適切に行われているか。
- (ニ) 指定管理者に対し適時かつ適切に報告を求め、調査・指示を行っているか。
- (ホ) 指定管理者の管理運営について評価・検証は適切に行われているか。

イ 指定管理者関係

- (ア) 指定管理者は、関係法令の定めるところにより施設を適切に管理しているか。
- (イ) 協定等に基づく指定管理者の義務の履行は適切に行われているか。
- (ウ) 公の施設の管理に係る収支の経理は適正に行われているか。

6 監査の結果

対象とした局、区及び事業本部の事務は、おおむね適正に執行されていたが、次に述べる事項については、改善、検討の必要があると認められたので、適切な措置を講じられたい。

(1) 適切な公募条件設定や公募手続・選定過程の公平性の確保を求めるもの

指定管理者の選定に当たっては、公平性・公正性・透明性の確保が必要であるが、維持管理を行う施設の範囲等について公募要項等に一部記載のなかったものや、指定管理者選定委員会の人員構成の不均衡などが一部に見受けられた。

ア コミュニティハウスの指定管理者公募に際し適切な仕様書の作成を求めるもの

(市民局、西区及び磯子区)

西区及び磯子区においては、地域の運営委員会に管理運営を委託していた青少年図書館を転換整備した浅間コミュニティハウス及び滝頭コミュニティハウスについて、市民局の指導により作成した指定管理者仕様書等により、それぞれ公募により指定管理者が選定され、管理に関する業務が行われている。

そこで、指定管理者仕様書等をみたところ、青少年図書館運営委員会に雇用されていた職員を、本人が継続して勤務する意思がある場合、当分の間引き続き採用することを条件としていた。

さらに、これらの職員の人件費については、通常の場合と異なり、区で指定する常勤職員の人件費とすることとしていた。

また、館長を除いて、常勤職員2人及び時給職員4人を配置すべきところを、職員の継続採用を条件とした結果、常勤職員を浅間コミュニティハウスでは5人、滝頭コミュニティハウスでは4人雇用することとし、その分時給職員の配置が少なくなっていた。

平成17年度の職員配置は、継続して雇用された職員の退職等により通常の場合に近いもの、予算の単価で年間の人件費を算定すると、常勤職員の割合が高くなっていることから、通常の場合と比較して、浅間コミュニティハウスでは約240万円、滝頭コミュニティハウスでは約90万円高額になると考えられる。

については、指定管理者制度導入が公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住

民サービスの向上を図るとともに、経費の節減等を図ることを目的とするものであることから、指定管理者仕様書で特定の者の雇用を条件とすることは不適切であるので、指定管理者仕様書の内容を改められたい。

イ 維持管理を行う施設の範囲等について公募要項・協定等に明確な記載を求めるもの（環境創造局）

指定管理者の公募要項、基本協定、年度ごとの実施協定及び業務仕様書（以下「協定等」という。）には、指定管理者の業務範囲等を明確にするため、内容を具体的に定めておく必要があるが、公園に関する協定等についてみたところ、以下のような事例が見受けられたので、協定等には必要な内容を適切に記載されたい。

- (ア) 岡野公園プールに関する公募要項にプール管理棟内に設置された「集会所」に関する記述がないため、管理運営を行う公の施設の範囲について、応募者が正しく確認できないおそれがあるもの
- (イ) 協定等に指定管理料で購入した物品の帰属について定めのないことから、指定管理者との間で疑義が生じることのないよう明確にする必要があるもの

ウ 指定管理者選定委員会の人員構成について要綱を遵守するよう求めるもの

（教育委員会事務局）

教育委員会事務局は、平成17年度にスポーツセンター18施設それぞれについて指定管理者の選定を実施した。

実施に際して、選定委員については「横浜市スポーツ施設等の指定管理者選定委員会要綱」（以下「要綱」という。）によって「スポーツ施設等の運営管理又はスポーツ振興事業に関する有識者、利用者の代表並びに財務専門家等の中から教育長が委嘱した者をもって組織する」と定めた上で、18施設それぞれ個別に選定委員を選出していた。

そこで、選定委員会の構成についてみたところ、要綱で定められた財務専門家について、自身で事業を営み財務面の知識を有するとして、商工会議所支部の副支部長に選定委員を委嘱していたが、18施設中4施設の選定委員会には該当する選定委員が含まれていなかった。

また、1施設については、選定委員の半数を区の職員が占めていた。

については、要綱に基づいた人選となるよう選定委員会の人員構成を改められたい。

エ 選定委員による応募者へのヒアリングの実施を求めるもの（教育委員会事務局） （意見）

教育委員会事務局が所管する横浜市国際学生会館等の公の施設における指定管理

者の選定では、選定委員による応募者へのヒアリングの機会を設け、提案書の内容を選定委員が直接確認した上で選定を行っているが、スポーツセンター等の公の施設の指定管理者の選定についてみたところ、選定委員による応募者へのヒアリングを行わず、書類審査のみで交渉権者を選定していた。

については、選定委員が提案書の内容や疑問点等を直接応募者に確認し、十分な情報に基づいて選定を行えるよう、指定管理者の選定の際には応募者へのヒアリングを実施するよう選定委員会に提案されたい。

(2) 指定管理料の適切な積算や協定の変更等を求めるもの

指定管理料は、指定管理者が提案した市民サービス向上を果たすためのものであり、基本協定等で本市と合意した管理・運営水準を達成するための財源であることから、指定管理料の適正な水準確保が必要であるが、適切に積算されていないものや不要な精算を行っているものなどが一部に見受けられた。

ア 指定管理料の適切な積算等を求めるもの（福祉局）

本市では、心身に障害のある児童等の地域における療育体制の充実を図るため、地域療育センターを方面別に6施設設置しており、従前の受託者が設置の目的を最も効果的に達成できるとして今回は公募は行わず、平成16年7月から指定管理者制度に移行し、同時に、診療収入について利用料金制を導入している。

そこで、西部及び南部地域療育センターについて、協定で定める平成17年度の指定管理料を比較してみたところ、退職給与引当金相当額は南部地域療育センターでは指定管理料に含まれ、西部地域療育センターでは含まれていなかった。また、協定では指定管理料で購入した備品は本市の所有とされているが、備品購入や施設修繕について指定管理者が行う範囲等に関する定めがなかった。

については、指定管理者ごとに退職給与引当金相当額の計上について異なる取扱いをすることは適切ではないので、指定管理料は同じ方法で積算されたい。また、本市備品の購入や本市施設の修繕については、金額や品目など指定管理者が行う範囲について明確に定められたい。

イ 利用料金制導入に伴う協定書の適切な変更を求めるもの

(市民局、港北区及び戸塚区)

地区センターでは、会議室や体育室等の施設を貸切りで利用する場合には使用料を徴収し、地区センターの維持・管理にかかる費用の一部に充てる利用料金制を平成17年7月から導入した。

そこで、平成17年度時点で指定管理者制度に移行している港北区及び戸塚区の地

区センターについてみたところ、平成17年度当初に指定管理者と締結した実施協定や仕様書等（以下「協定等」という。）の変更手続を行う必要があるが、行っておらず、利用料金収入を管理経費の一部に充当し、運営の財源としていた。

については、協定内容の重要な変更にあたることから、区と市民局とで調整し、利用料金収入見込額を定め、それに伴う指定管理料の変更を含め、必要な内容を明示した変更協定等を締結するとともに、今後は利用料金収入を踏まえた積算を行われたい。

ウ 指定管理料の精算の必要性について見直しを求めるもの

（市民局、神奈川区、港北区及び戸塚区）

平成16年度に指定管理者が管理運営を行っている神奈川区、港北区及び戸塚区の地区センターについてみたところ、年度終了後に指定管理料について精算することとしていた。

については、指定管理者制度は、指定管理者となった民間事業者等に管理運営をゆだね、ノウハウの活用など経営努力を求めるものであり、あらかじめ定めた配置体制、サービス水準などを達成している場合には、特別の事情変更がある場合を除き、指定管理料の精算を行う必要はないと考えられることから、区と市民局とで調整の上、精算を前提とした協定等を見直されたい。

なお、既に行われた平成16年度指定管理料の精算状況についてみたところ、次のような状況が見受けられたため、精算の実効性は乏しいものと考えられる。

(ア) 指定管理料の内訳は精算する費目（時間給職員の人件費、事務費、事業費、光熱水費等）、精算しない費目（常勤職員の人件費、委託料等）とに区分しているにもかかわらず、協定等によると、区と協議し年度末に流用できるとされており、精算報告書によれば精算しない費目を含む「人件費」「管理費」などの費目間で流用されており、事実上、区分に基づいた精算が行われていないこと

(イ) 協定等によると、施設、物品、各種帳簿等の实地調査を受けなければならないとされているが、指定管理者が地区センターに備える帳簿では精算報告書に記された費目ごとの精算金額を確認できず、また、区職員による指定管理者の帳簿や伝票等の照合・確認が、実際には行われていないこと

エ 前金払とした指定管理料の適時の支払を求めるもの（環境創造局）

公園に設置した屋外プールは、夏季のみ開業することなどから、指定管理料は、協定書で定める資金計画に基づいて、四半期ごとに前金で支払うこととしている。

そこで、芦名橋公園プールの指定管理料の支払時期についてみたところ、業務繁忙を理由に、平成17年度の各期の支払が1か月から4か月程度遅延しており、その

間は、事実上指定管理者が必要な経費を立て替えている状況が見受けられた。

については、協定で定めた時期に遅滞なく指定管理料を支払うよう改められたい。

(3) 指定管理者の適切な事業評価を求めるもの

指定管理者による「公の施設」の管理については、サービス水準の向上を図るとともに、市民への説明責任を果たす上からも、適時に評価・検証を行う必要があると考えられるが、一部に事業評価の実施事例はあるものの、現状では、監査対象となったほとんどの施設では行われておらず、また、運営状況を客観的かつ適切に評価・検証する基準や方法についても整備されていなかった。

ア 地区センター等の指定管理者の事業評価の実施を求めるもの

(市民局、神奈川区、西区、磯子区、港北区及び戸塚区)

平成16年度から指定管理者制度に移行している神奈川区、港北区及び戸塚区の地区センター、並びに西区及び磯子区のコミュニティハウスについてみたところ、平成16年度の管理運営状況については、客観的な評価・検証は行われていなかった。

総務省の「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」では、指定管理者制度の活用を含む「民間委託等の推進」における行政の担うべき役割の一つとして「行政としての責任を果たし得るよう、適切に評価・管理を行うことができる措置を講ずること」を挙げている。また、本市においても特に留意すべき事項の一つとして「管理開始後の業務のチェックと指導」を掲げているところであるので、指定管理者の経営努力や成果を適切に評価し、市民への説明責任を果たすため、今後、区による利用者満足度等の把握や、選定委員会の活用など第三者による評価も含め、区と市民局とが連携して、指定管理者の管理運営を客観的かつ公正に評価するための基準や体制を作り、適正な事業評価・検証を行われたい。

イ 指定管理者の事業評価に際し評価項目等を整理することを求めるもの

(環境創造局)

環境創造局では、他局区等に先駆けて指定管理者の事業評価に取り組んでおり、公募要項や基本協定、実施協定（以下「協定等」という。）であらかじめ定めた基準により、事業評価を実施することとしている。

そこで、平成16年度に指定管理者制度を導入した岡野公園の事業評価の実施状況についてみたところ、協定等では、評価の視点等を定める「別表に定める評価項目」や仕様書等の内容を詳細に記した「維持管理水準書」により評価を行うとされているが、「別表に定める評価項目」などが明確に記載されていなかった。

については、指定管理者に明らかにするよう、協定等の評価項目等を整理されたい。

(4) 指定管理者となった外郭団体に対する補助金交付のあり方の見直しを求めるもの

指定管理者となった外郭団体に対する補助金は、民間事業者との公平性を確保するため、補助を行う場合には、間接経費など団体本部経費を含め、指定管理業務とそれ以外に区分し、指定管理業務以外を対象とすべきであるが、外郭団体の指定管理業務についても補助金が交付されているものが一部に見受けられた。

ア 指定管理者制度導入に伴い外郭団体に対する補助金交付のあり方について見直しを求めるもの（教育委員会事務局）

教育委員会事務局は、財団法人横浜市スポーツ振興事業団（以下「事業団」という。）に対して、本部事務局人件費を対象とする補助金や事業団一般会計の収支差額補てん目的の補助金を交付している（平成16年度約4億円）。

事業団の業務の大半は、スポーツセンターや新横浜公園等のスポーツ関連の公の施設の管理運営受託業務であり、平成18年度からの指定管理者制度の導入に伴い、それら公の施設はすべて公募により指定管理者の選定が行われ、そのほとんどは審査の結果、事業団が指定管理者に選定されている。

については、事業団に対する補助金については、民間応募者との間の公平性、指定管理者としての運営努力の促進及び団体の自主自立的な運営の推進のため、すべての経費を指定管理業務とそれ以外の収入の伴わないスポーツ振興事業とに区分し、指定管理業務以外のみを補助対象とするなど、補助金交付のあり方について見直されたい。

7 まとめ

今回の監査では、地方自治法の改正により導入された「指定管理者制度」について、すでに指定管理者による管理・運営が行われている施設の一部を対象に、施設の管理・運営は指定管理者によって適切に行われているか、所管局・区・事業本部において指定管理者の指定が適正・公正に行われているか、また、管理運営に関する評価・検証等は適切に行われているか等の着眼点から監査を行った。

その結果、監査対象とした事務は、おおむね適正に執行されており、また、「6 監査の結果」のとおり、①適切な公募条件の設定や公募手続等の公平性の確保、②指定管理料の適切な積算、③指定管理者に対する適切な事業評価の実施、④指定管理者となった団体に対する補助のあり方の見直しなどについて、改善検討を求めたところであるが、次に掲げる事項については、指定管理者制度の円滑な運用のために取り組む必要があると考えられるので、特に留意するよう要望する。

- (1) 指定管理者の管理運営業務の評価・検証については、監査対象施設では一部を除き十分には行われていないので、本市全体の課題として、早急に具体的な指針や基準を策定し、公正な評価手法を整備・運用されたい。
- (2) 外郭団体に対して、指定管理業務について補助金が交付されているものが一部に見受けられたが、民間事業者との公平性を確保するため、補助金交付に際しては、間接経費など団体本部経費を含め、指定管理業務とそれ以外に明確に区分し、指定管理業務以外を対象とされたい。
- (3) なお、今回指摘事項とはしていないが、指定管理料は、指定管理者が安定して業務を行うための財源であるので、適切に評価・検証を行った上で、今後とも、協定等で双方が合意した管理・運営水準に応じた指定管理料を確保されたい。

第2回財政援助団体等監査結果報告

財政援助団体等監査

1 監査の対象及び範囲

次の団体において、主として平成16年度に執行された出納その他の事務について監査を行った。ただし、公の施設管理団体については次に掲げた公の施設の管理事務について、監査を実施した。

(1) 出資団体（〔 〕内は平成18年4月の局再編成後の事務所管局等。以下同様）

ア 財団法人横浜市スポーツ振興事業団（教育委員会事務局〔市民活力推進局〕）

(2) 公の施設管理団体

ア 財団法人横浜市スポーツ振興事業団

公の施設：新横浜公園（日産スタジアム、日産ウォーターパーク

及び日産フィールド小机を含む）（環境創造局）

スポーツ医科学センター（衛生局〔健康福祉局〕）

西スポーツセンター（教育委員会事務局〔市民活力推進局〕）

イ 財団法人横浜キリスト教青年会

公の施設：踊場地区センター（戸塚区）

ウ アクティオ株式会社

公の施設：白幡地区センター（神奈川区）

エ 港北区区民利用施設協会

公の施設：城郷小机地区センター（港北区）

オ 財団法人横浜市芸術文化振興財団

公の施設：磯子区民文化センター（磯子区）

カ 社会福祉法人青い鳥

公の施設：南部地域療育センター（福祉局〔こども青少年局〕）

キ 社会福祉法人横浜市リハビリテーション事業団

公の施設：西部地域療育センター（福祉局〔こども青少年局〕）

ク 財団法人横浜市緑の協会

公の施設：岡野公園（環境創造局）

ケ 協栄ビルメンテナンス株式会社

公の施設：芦名橋公園プール（環境創造局）

2 監査の期間

平成17年12月13日から平成18年3月23日まで

3 監査の方法・着眼点

(1) 監査の方法

今回の監査は、「監査の対象及び範囲」に示した団体の事務及び当該団体に関する局及び区の事務が適正に執行されているかなどについて、次の着眼点から監査を実施した。

また、監査に当たっては、関係書類を抽出により検査するとともに、関係者から説明を聴取した。

(2) 着眼点

ア 事務が関係法規、財務関係規程等に基づき適正に執行されているか。

イ 補助金等は交付条件に従って使用されているか。

ウ 公の施設の管理は適正に実施されているか。

エ 出資団体については、自立した団体として民間事業者との競争に耐え得る効率的な組織・業務執行体制となるべく経営改善が行われているか、業務の効果的かつ効率的な遂行のための内部統制が適切に整備・運用されているか。

4 監査の結果

対象とした団体の事務並びに併せて定期監査を実施した当該団体に関する局及び区の事務は、おおむね適正に執行されていたが、次に述べる事項については、改善、検討の必要があると認められたので、局・区にあつては団体に対する指導を含めて適切な措置を講ずるとともに、団体にあつては局・区の指導に応じた適切な措置を講じられたい。

なお、財政援助団体等監査において改善、検討を求める事項のうち、定期監査・テーマ監査「指定管理者制度」に関する事項については、平成17年度第2回定期監査（テーマ監査「指定管理者制度」）に記載してある。

(1) 財団法人横浜市スポーツ振興事業団（教育委員会事務局）

ア 局の事務に関する事項

(ア) 本市が貸与する普通財産に係る大規模修繕・更新工事の手續について改善を求めるもの

教育委員会事務局（以下「局」という。）は、財団法人横浜市スポーツ振興事業団（以下「事業団」という。）に対して、屋外プール2施設及び屋内プール6施設を無償で貸し付けており、事業団ではこれらのプールの運営事業を行っている。

そこで、プールの管理状況についてみたところ、施設の大規模修繕・更新工事について、日常的に管理している事業団は工事の必要箇所を把握していること、緊急の修繕が必要な場合迅速な発注ができることなどを理由に、局は、事業団が

報告してきた工事計画を「プール施設等補修工事委託」として事業団に一括委託（平成16年度約4,700万円）している。しかし、事業団は必要な工事を選定し工事を発注しているのみである。本市の財産であるプールの大規模修繕・更新工事については、原則的に本市が行うべきものであり、業務委託として管理団体に一括委託すべきではないと考えられる。

については、プールの修繕計画を作成し、緊急性のない工事を工事請負契約により計画的に発注するよう努めるなど、適正な発注手続に改められたい。

(イ) 普通財産であるプール施設の管理運営について競争性の導入の検討を求めるもの

(意見)

教育委員会事務局は、普通財産である屋外プール2施設及び屋内プール6施設（以下「プール施設」という。）について、「財産の交換、譲渡、貸付け等に関する条例」第4条に基づき、財団法人横浜市スポーツ振興事業団（以下「事業団」という。）に対して無償貸付を行うことにより事業団が運営しており、運営経費を本市が補助している（平成16年度約4億円）。

同条例によると、無償貸付は公共的団体が公益事業の用に供する場合等に限定していることから、事業団に対して無償貸付をしているとのことである。

プール施設は、「公の施設」と同様に住民の福祉を増進する目的を持った施設であると考えられることから、無償貸付方式は相手方が限定されること、「公の施設」の指定管理者を原則公募により選定していることなどを踏まえ、これらの施設について、現行方式について見直しの検討を行い、市民サービスの向上及び本市の負担軽減を図るため、管理運営に競争性を導入することを検討されたい。

イ 局及び団体の事務に関する事項

(7) 体育協会等との職員交流に係る人件費の負担区分の適正化を求めるもの

財団法人横浜市スポーツ振興事業団（以下「事業団」という。）は、財団法人横浜市体育協会（以下「体育協会」という。）及び社団法人横浜市レクリエーション協会（以下「レクリエーション協会」という。）との間で、「職員交流に関する協約（以下「協約」という。）」をそれぞれ締結し、平成16年度から職員交流を行っている。

そこで、協約の内容についてみたところ、事業団から体育協会及びレクリエーション協会に派遣された職員の給料及び諸手当については、派遣元である事業団が支給することと定められており、平成16年度は、体育協会へ派遣した職員の人件費約677万円及びレクリエーション協会へ派遣した職員の人件費約951万円を事

業団が支給していた。

一方、体育協会及びレクリエーション協会からは、事業団に対して職員が派遣されていなかったことから、実質的に事業団が体育協会及びレクリエーション協会に対して人的補助を行っている状態であった。

については、職員交流を行う際は、職員の派遣を受けた団体が人件費を負担するよう改める必要があると認められた。

また、教育委員会事務局は、事業団に対して、事業団の業務を行う職員の人件費を対象とした補助金を交付していたが、実際の補助金の交付状況をみたところ、事業団から体育協会及びレクリエーション協会に派遣され、他団体の業務に従事している職員の人件費が補助対象に含まれていたため、適切な執行に改められた。

ウ 団体の事務に関する事項

(7) 執行体制の見直し等による事業運営の効率化を求めるもの

財団法人横浜市スポーツ振興事業団（以下「事業団」という。）は、プール・テニス事業部において、本市から無償で借り受けた屋外プール2施設、屋内プール6施設及びテニスコート3施設の運営事業を行っている。

そこで、これらの施設の運営状況についてみたところ、屋外プール2施設及びテニスコート3施設については、施設に事業団の職員を配置せず、業務委託により事業を運営していたが、屋内プール6施設には、1施設当たり平均で約3.7人の事業団の職員が配置されていた。

屋内プール施設に配置された事業団の職員の業務内容は、主に庶務、経理、来場者対応などであり、利用者の安全確保のための水面監視や水泳教室の運営などは、現在でも業務委託により実施していることから、屋内プール施設についてもテニスコート等の運営事業と同様に、業務委託による事業運営が可能であると考えられる。

屋内プール事業の収支は大幅な赤字（平成16年度約3億5,800万円）であり、当該事業を含めたプール・テニス事業特別会計に対して、本市から多額の補助金を交付されていることも踏まえ、庶務業務等の委託化や執行体制の見直し等により、事業運営の効率化を図る必要があると認められた。

《措置済事項》

(イ) 業者選定が特定業者に偏らないよう求めるもの

財団法人横浜市スポーツ振興事業団（以下「事業団」という。）は、本市からスポーツセンター等の管理運営業務を受託しており、施設に係る業務の一部を再

委託している。

そこで、事業団の契約事務についてみたところ、特定の団体と契約する場合、業者選定委員会の対象外とする要綱を定めて単独随意契約を締結しているものや、明確な理由がないにもかかわらず特定の業者と単独随意契約を締結しているものが見受けられた。

については、特定の団体を対象外とする要綱を改正した上で、選定が特定の業者に偏ることのないよう、発注ごとに価格比較を行うなどの必要な措置を講じて、競争性が発揮されるよう改める必要があると認められた。

【対象局が講じた改善内容】

教育委員会事務局は、事業団に対して、業者選定委員会要綱を改正した上で適正な契約事務を行うよう指導し、事業団は、業者選定委員会要綱を改正し、特定団体の選定について業者選定委員会の対象外とする規定を削除した。また、競争入札によるべき契約については、単独随意契約から競争入札に改めた。

《措置済事項》

(ウ) 日産スタジアムの物品役務調達に係る内部統制について改善を求めるもの

財団法人横浜市スポーツ振興事業団は、本市から日産スタジアムの施設管理業務を受託しており、業務に必要な物品及び役務の調達業務を行っている。

そこで、これらの調達事務についてみたところ、次のような実際の日付と書類に記載された日付が一致しないものが多数見受けられたので、発注・收受・検査・支払等の手順やチェック方法を再確認するなど内部統制を整備・運用し、適正な調達事務に改める必要があると認められた。

- a 物品の修繕について、修繕完了後に発注伺を作成し、一部は実際に修繕を行った翌年度に経理処理していたもの
- b 業務の完了前の日付で検査調書が作成され、一部は実際の完了日の前年度に経理処理していたもの
- c 検査調書に記載された検査員又は立会職員が、検査日に出勤していなかったもの

【対象局が講じた改善内容】

教育委員会事務局は、同事業団に対して、物品及び役務の調達業務について内部統制を整備・運用するよう指導し、同事業団は、チェックリストを定め、チェックリストに基づいてすべての物品役務調達事務を点検するよう全職員に周知徹底を図った。

平成17年度第2回定期監査（テーマ監査「指定管理者制度」）に記載した、財政援助団体等監査における「局区の事務に関する事項」（項目のみ再掲）

維持管理を行う施設の範囲等について公募要項・協定等に明確な記載を求めるもの
環境創造局（財団法人横浜市緑の協会及び協栄ビルメンテナンス株式会社）

（33 ページ）

指定管理者選定委員会の人員構成について要綱を遵守したものとなるよう求めるもの
教育委員会事務局（財団法人横浜市スポーツ振興事業団）

（33 ページ）

選定委員による応募者へのヒアリングの実施を求めるもの（意見）

教育委員会事務局（財団法人横浜市スポーツ振興事業団）

（33 ページ）

指定管理料の適切な積算等を求めるもの

福祉局（社会福祉法人横浜市リハビリテーション事業団及び社会福祉法人青い鳥）

（34 ページ）

利用料金制導入に伴う協定書の適切な変更を求めるもの

港北区（港北区区民利用施設協会）及び戸塚区（財団法人横浜キリスト教青年会）

（34 ページ）

指定管理料の精算の必要性について見直しを求めるもの

神奈川区（アクティオ株式会社）、港北区（港北区区民利用施設協会）及び戸塚区
（財団法人横浜キリスト教青年会）

（35 ページ）

前金払とした指定管理料の適時の支払を求めるもの

環境創造局（協栄ビルメンテナンス株式会社）

（35 ページ）

地区センター等の指定管理者の事業評価の実施を求めるもの

神奈川区（アクティオ株式会社）、港北区（港北区区民利用施設協会）及び戸塚区
（財団法人横浜キリスト教青年会）

（36 ページ）

指定管理者の事業評価に際し評価項目等を整理することを求めるもの

環境創造局（財団法人横浜市緑の協会及び協栄ビルメンテナンス株式会社）

（36 ページ）

指定管理者制度導入に伴い外郭団体に対する補助金交付のあり方について見直しを
求めるもの

教育委員会事務局（財団法人横浜市スポーツ振興事業団）

（37 ページ）

参考資料

財政援助団体等監査の対象団体の概要（特に記載のないものは平成17年7月1日現在）

1 出資団体

(1) 財団法人横浜市スポーツ振興事業団

| | | | | | | | | | | | | | | | | |
|----------------------------------|--|--|----------------|----------------------------------|--------------|--------------|--------------|--------------------|----------------|---------------|------------------|--------------|--------------|----------|----------------|--------------|
| 設 立 年 月 日 | 昭和59年9月10日 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 所 在 地 | 横浜市中区尾上町六丁目81番地 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 設 立 目 的 | 横浜市民が生涯にわたりスポーツ活動に親しむことができるよう、スポーツ活動の普及・振興を図り、もって明るくうるおいのある市民生活の実現に寄与することを目的とする。 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 代 表 者 | 理事長 高井 祿郎 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 役 職 員 数 | 役員数 21人 職員数 261人 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 主 な 事 業 内 容 | 1 スポーツ施設の管理運営 2 スポーツ振興事業の実施 3 広報活動及びスポーツ情報の収集・提供 4 スポーツ振興基金の運用 5 ワールドカップ決勝戦開催記念基金の運用 6 その他事業 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 横 浜 市 からの | 出 資 額 等 (平成16年度末現在) | 基本金 60,000,000円のうち 30,000,000円（出資比率 50%） 損失補償額 209,025,000円 | | | | | | | | | | | | | | |
| | 平成16年度補助額等 | <table border="0"> <tr> <td>人件費補助</td> <td>664,029,787円</td> </tr> <tr> <td>事業費補助</td> <td>143,164,575円</td> </tr> <tr> <td>借入金償還補助</td> <td>44,933,000円</td> </tr> <tr> <td>さわやかスポーツ普及事業補助</td> <td>10,000,000円</td> </tr> <tr> <td>教育施設協力町村児童受入事業補助</td> <td>1,420,000円</td> </tr> <tr> <td>スポーツ情報提供事業補助</td> <td>500,000円</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>864,047,362円</td> </tr> </table> | 人件費補助 | 664,029,787円 | 事業費補助 | 143,164,575円 | 借入金償還補助 | 44,933,000円 | さわやかスポーツ普及事業補助 | 10,000,000円 | 教育施設協力町村児童受入事業補助 | 1,420,000円 | スポーツ情報提供事業補助 | 500,000円 | 合 計 | 864,047,362円 |
| | 人件費補助 | 664,029,787円 | | | | | | | | | | | | | | |
| 事業費補助 | 143,164,575円 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 借入金償還補助 | 44,933,000円 | | | | | | | | | | | | | | | |
| さわやかスポーツ普及事業補助 | 10,000,000円 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 教育施設協力町村児童受入事業補助 | 1,420,000円 | | | | | | | | | | | | | | | |
| スポーツ情報提供事業補助 | 500,000円 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 合 計 | 864,047,362円 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 平成16年度委託料 | <table border="0"> <tr> <td>横浜市スポーツセンターの管理運営</td> <td>1,056,912,435円</td> </tr> <tr> <td>横浜文化体育館、平沼記念体育館、 横浜国際プールの管理運営</td> <td>677,946,000円</td> </tr> <tr> <td>新横浜公園の管理運営</td> <td>677,841,443円</td> </tr> <tr> <td>横浜市スポーツ医科学センター運営業務</td> <td>278,860,952円</td> </tr> <tr> <td>野外活動施設の管理運営業務</td> <td>269,015,000円</td> </tr> <tr> <td>プール施設等補修工事ほか</td> <td>58,389,078円</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>3,018,964,908円</td> </tr> </table> | 横浜市スポーツセンターの管理運営 | 1,056,912,435円 | 横浜文化体育館、平沼記念体育館、 横浜国際プールの管理運営 | 677,946,000円 | 新横浜公園の管理運営 | 677,841,443円 | 横浜市スポーツ医科学センター運営業務 | 278,860,952円 | 野外活動施設の管理運営業務 | 269,015,000円 | プール施設等補修工事ほか | 58,389,078円 | 合 計 | 3,018,964,908円 | |
| 横浜市スポーツセンターの管理運営 | 1,056,912,435円 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 横浜文化体育館、平沼記念体育館、 横浜国際プールの管理運営 | 677,946,000円 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 新横浜公園の管理運営 | 677,841,443円 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 横浜市スポーツ医科学センター運営業務 | 278,860,952円 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 野外活動施設の管理運営業務 | 269,015,000円 | | | | | | | | | | | | | | | |
| プール施設等補修工事ほか | 58,389,078円 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 合 計 | 3,018,964,908円 | | | | | | | | | | | | | | | |

2 公の施設管理団体

(1) 財団法人横浜市スポーツ振興事業団

公の施設：新横浜公園（日産スタジアム、日産ウォーターパーク及び日産フィールド小机を含む。）、横浜市スポーツ医科学センター及び横浜市西スポーツセンター

| 団体概要は出資団体の資料を参照 | |
|-----------------|---|
| 施 | 新横浜公園（日産スタジアム、日産ウォーターパーク及び日産フィールド小机を含む。） |
| | 設 置 場 所 横浜市港北区小机町3, 300番地 |
| | 設 置 年 月 日 平成10年3月1日 |
| 設 | 設 置 目 的 <ol style="list-style-type: none"> 1 「日産スタジアム」を中核とする大規模運動公園 2 交通至便な都市型運動公園 3 市民がさまざまな利用を楽しめる多機能型運動公園 4 市民の身近なスポーツレクリエーションの拠点 5 池やせせらぎを備えた自然と調和した公園 6 鶴見川多目的遊水地兼用の都市防災機能をもった公園であることを目的とする。 |
| 概 | 主 な 事 業 内 容 <ol style="list-style-type: none"> 1 施設の運営に関すること 2 施設の維持・管理に関すること 3 利用の受付・調整に関すること 4 大会の誘致に関すること 5 便益施設に関すること 6 公園使用料の徴収に関すること 7 新横浜公園遊水地管理に関すること 8 スポーツ、レクリエーション等の振興に関すること |
| 要 | 平成16年度委託料 677,841,443円 |

| | | |
|-------------|----------------|---|
| 施 設 | 横浜市スポーツ医科学センター | |
| | 設 置 場 所 | 横浜市港北区小机町3, 302番地の5 日産スタジアム内 |
| | 設 置 年 月 日 | 平成10年4月1日 |
| | 設 置 目 的 | スポーツ医科学に基づき、健康状態や体力に応じたスポーツプログラムを提供するとともに、スポーツを疾病の予防及び治療等に役立てることにより、市民の健康づくりの推進、スポーツの振興及び競技選手の競技力の向上を図ることを目的とする。 |
| | 主 な 事 業 内 容 | <ol style="list-style-type: none"> 1 スポーツプログラムサービス(医学的検査、体力測定等の結果に応じて適切な運動の方法を選択し、これに関する指導を行うことをいう。)の提供 2 運動療法に係る検査、診断及び指導 3 スポーツ医科学の知識を有するスポーツ指導者の養成 4 スポーツ医科学に関する研究 5 スポーツ医科学に関する情報の収集及び提供 6 センターの施設の提供 7 その他前各号に準ずる事業 |
| | 平成16年度委託料 | 278,860,952円 |
| | 概 要 | 横浜市西スポーツセンター |
| 設 置 場 所 | | 横浜市西区浅間町4丁目340番地の1 |
| 設 置 年 月 日 | | 平成9年6月29日 |
| 設 置 目 的 | | スポーツ、レクリエーション等の振興を図り、市民の心身の健全な発達に寄与することを目的とする。 |
| 主 な 事 業 内 容 | | <ol style="list-style-type: none"> 1 スポーツ、レクリエーション、文化活動等のための施設の提供に関する事 2 スポーツ及びレクリエーションの指導及び普及に関する事 3 スポーツ及びレクリエーションに関する情報の収集及び提供に関する事 4 スポーツ及び体力づくりに関する相談に関する事 5 その他スポーツ、レクリエーション等の振興に関する事 |
| 平成16年度委託料 | | 110,318,620円 |

(2) 財団法人横浜キリスト教青年会

公の施設：横浜市踊場地区センター

| | | |
|------------------|----------------|---|
| 団 体 概 要 | 財団法人横浜キリスト教青年会 | |
| | 設 立 年 月 日 | 大正3年6月30日 |
| | 所 在 地 | 横浜市中区常盤町1丁目7番地 |
| | 設 立 目 的 | キリスト教精神にもとづき、横浜市及びその近傍の青少年の心身の健全な成長をはかるとともに、奉仕の精神を養い、もって民主的 社会の発展と世界の平和に寄与することを目的とする。 |
| | 代 表 者 | 理事長 山田 尚典 |
| | 役 員 数 | 17人 |
| 設 施 概 要 | 横浜市踊場地区センター | |
| | 設 置 場 所 | 横浜市戸塚区汲沢二丁目23番1号 |
| | 設 置 年 月 日 | 平成16年2月15日 |
| | 設 置 目 的 | 地域住民が、自らの生活環境の向上のために自主的に活動し、及 びスポーツ、レクリエーション、クラブ活動等を通じて相互の交流 を深めることのできる場を提供することを目的とする。 |
| | 主 な 事 業 内 容 | 1 次に掲げる事項のための場の提供 (1) スポーツ、レクリエーション、クラブ活動及び学習 (2) 講演会、研究会、展示会その他各種集会の開催 (3) その他地域住民の自主的な活動と相互の交流のため必要な 事項 2 地域住民の福祉の向上を図るため、自ら事業を行い、地域住民 の自主的な活動の援助を行うことができる。 |
| | 平成16年度指定管理料 | 37,218,000円 |
| | 指 定 管 理 期 間 | 平成16年2月15日から平成21年3月31日まで |

(3) アクティオ株式会社

公の施設：横浜市白幡地区センター

| | | | |
|------------------|--|---|--|
| 団 体 概 要 | アクティオ株式会社 | | |
| | 設 立 年 月 日 | 昭和62年2月27日 | |
| | 所 在 地 | 東京都目黒区東山一丁目6番1号 | |
| | 設 立 目 的 | 下記の事業内容を営むことを目的とする。 | |
| | 代 表 者 | 代表取締役社長 小林 政延 | |
| | 役 員 数 | 7人 | |
| 主 な 事 業 内 容 | 1 指定管理者制度に基づく公の施設の管理受託 2 美術館、博物館等文化施設の案内、受付、誘導等運営に関する請負業務 3 博覧会、展覧会、展示会、見本市、各種会議、行催事の調査、企画立案、実施運営 4 都市計画、都市再開発、緑化工事の設計管理の受託業務 5 文化・スポーツ等の催事の企画、制作並びにその運営と実施 6 商品開発及びその販売促進に関する企画と実施 | | |
| 施 設 概 要 | 横浜市白幡地区センター | | |
| | 設 置 場 所 | 横浜市神奈川区白幡上町44番地の12 | |
| | 設 置 年 月 日 | 平成16年5月24日 | |
| | 設 置 目 的 | 地域住民が、自らの生活環境の向上のために自主的に活動し、及びスポーツ、レクリエーション、クラブ活動等を通じて相互の交流を深めることのできる場を提供することを目的とする。 | |
| | 主 な 事 業 内 容 | 1 次に掲げる事項のための場の提供 (1) スポーツ、レクリエーション、クラブ活動及び学習 (2) 講演会、研究会、展示会その他各種集会の開催 (3) その他地域住民の自主的な活動と相互の交流のため必要な事項 2 地域住民の福祉の向上を図るため、自ら事業を行い、地域住民の自主的な活動の援助を行うことができる。 | |
| | 平成16年度指定管理料 | 32,730,000円 | |
| | 指 定 管 理 期 間 | 平成16年5月24日から平成21年3月31日まで | |

(4) 港北区区民利用施設協会

公の施設：横浜市城郷小机地区センター

| | | |
|------------------|---------------|---|
| 団 体 概 要 | 港北区区民利用施設協会 | |
| | 設 立 年 月 日 | 平成7年3月22日 |
| | 所 在 地 | 横浜市港北区菊名六丁目18番10号 |
| | 設 立 目 的 | 港北区内の区民利用施設のうち、地区センター、コミュニティハウス等施設の管理運営及びコミュニティスクール運営事業並びに地域における区民の自主的な活動の支援を通じて、区民を主体とした活力とふれあいのある快適な地域社会の実現に寄与することを目的とする。 |
| | 代 表 者 | 会長 大谷 宗弘 |
| | 役 員 数 | 役員数 15人 |
| | 主 な 事 業 内 容 | 設立の目的を達成するために、横浜市から委託又は指定を受け、施設の管理運営事業等を行う。 |
| 施 設 概 要 | 横浜市城郷小机地区センター | |
| | 設 置 場 所 | 横浜市港北区小机町2, 484番地の4 |
| | 設 置 年 月 日 | 平成16年8月1日 |
| | 設 置 目 的 | 地域住民が、自らの生活環境の向上のために自主的に活動し、又はスポーツ、レクリエーション、クラブ活動等を通じて相互の交流を深めることのできる場を提供することを目的とする。 |
| | 主 な 事 業 内 容 | 1 次に掲げる事項のための場の提供 (1) スポーツ、レクリエーション、クラブ活動及び学習 (2) 講演会、研究会、展示会その他各種集会の開催 (3) その他地域住民の自主的な活動と相互の交流のため必要な事項 2 地域住民の福祉の向上を図るため、自ら事業を行い、地域住民の自主的な活動の援助を行うことができる。 |
| | 平成16年度指定管理料 | 32,656,000円（開館準備費を含む） |
| | 指 定 管 理 期 間 | 平成16年8月1日から平成21年3月31日まで |

(5) 財団法人横浜市芸術文化振興財団

公の施設：横浜市磯子区民文化センター

| | | |
|------------------|-----------------|---|
| 団 体 概 要 | 財団法人横浜市芸術文化振興財団 | |
| | 設 立 年 月 日 | 平成3年7月10日 |
| | 所 在 地 | 横浜市西区みなとみらい三丁目4番1号 |
| | 設 立 目 的 | 美術、音楽、演劇等の芸術文化活動を総合的に振興することにより、開港以来培われてきた豊かな文化的伝統の維持と横浜市独自の芸術文化の推進を図り、もってゆとりと生きがいに満ちた市民生活の実現と国際文化都市・横浜の進展に寄与することを目的とする。 |
| | 代 表 者 | 理事長 齋藤 龍 |
| | 役 員 数 | 20人 |
| | 主 な 事 業 内 容 | <ol style="list-style-type: none"> 1 芸術文化事業の企画及び実施 2 芸術文化活動の奨励及び育成 3 芸術文化情報の収集及び提供 4 芸術文化に関する調査及び研究 5 芸術文化施設の管理及び運営の受託 |
| 施 設 概 要 | 横浜市磯子区民文化センター | |
| | 設 置 場 所 | 横浜市磯子区杉田一丁目1番1号 |
| | 設 置 年 月 日 | 平成17年2月5日 |
| | 設 置 目 的 | 地域に根差した個性ある文化の創造に寄与することを目的とする。 |
| | 主 な 事 業 内 容 | <ol style="list-style-type: none"> 1 文化活動のための施設の提供 2 文化活動に関する情報の提供 3 文化活動に関する事業の相談 4 文化事業の企画及び実施 |
| | 平成16年度指定管理料 | 25,560,000円 |
| | 指 定 管 理 期 間 | 平成17年2月5日から平成22年3月31日まで |

(6) 社会福祉法人青い鳥

公の施設：横浜市南部地域療育センター

| | | |
|------------------|---------------------|--|
| 団 体 概 要 | 社会福祉法人青い鳥 | |
| | 設 立 年 月 日 | 昭和59年1月1日 |
| | 所 在 地 | 横浜市神奈川区西神奈川1丁目9番地の1 |
| | 設 立 目 的 | 多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じ自立した日常生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的とする。 |
| | 代 表 者 | 理事長 飯田 進 |
| | 役 員 数 | 11人 |
| | 主 な 事 業 内 容 | 1 第1種社会福祉事業 (1) 肢体不自由児通園施設の受託経営 (2) 知的障害児通園施設の受託経営 2 第2種社会福祉事業 (1) 老人デイサービス事業の受託経営 (2) 老人介護支援センターの受託経営 3 公益を目的とする事業 居宅介護支援事業の受託経営 |
| 施 設 概 要 | 横浜市南部地域療育センター | |
| | 設 置 場 所 | 横浜市磯子区杉田五丁目32番20号 |
| | 設 置 年 月 日 | 昭和60年8月1日 |
| | 設 置 目 的 | 心身に障害のある児童及びその疑いのある児童の地域における療育体制の充実及び福祉の向上を図ることを目的とする。 |
| | 主 な 事 業 内 容 | 1 児童に対する療育訓練 2 児童に関する相談及び指導 3 児童の医学的、心理的、教育的及び社会的な診断、治療、検査、判定及び評価 4 地域への巡回相談及び指導 5 その他上記に準ずる事業 |
| | 平成16年度 委託料、指定管理料 | 委託料 146,404,000円 (平成16年4月～平成16年6月) 指定管理料 297,293,131円 (平成16年7月～平成17年3月) |
| | 指 定 管 理 期 間 | 平成16年7月1日から平成21年3月31日まで |

(7) 社会福祉法人横浜市リハビリテーション事業団

公の施設：横浜市西部地域療育センター

| | | |
|------------------|-----------------------|--|
| 団 体 概 要 | 社会福祉法人横浜市リハビリテーション事業団 | |
| | 設 立 年 月 日 | 昭和62年4月1日 |
| | 所 在 地 | 横浜市港北区鳥山町1,770番地 |
| | 設 立 目 的 | 横浜市と密接な連携を保ち、ひろく障害者の福祉の向上と増進に寄与するとともに、この法人が行う多様なサービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じ自立した日常生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的とする。 |
| | 代 表 者 | 理事長 今田 忠彦 |
| | 役 員 数 | 15人 |
| | 主 な 事 業 内 容 | <ol style="list-style-type: none"> 1 第1種社会福祉事業 <ol style="list-style-type: none"> (1) 肢体不自由児施設の受託経営 (2) 知的障害児通園施設の受託経営 (3) 盲ろうあ児施設の受託経営 (4) 身体障害者更生施設の受託経営 (5) 身体障害者授産施設の受託経営 (6) 知的障害者更生施設の受託経営 2 第2種社会福祉事業 <ol style="list-style-type: none"> (1) 補装具製作施設の受託経営 (2) 身体障害者福祉センターの受託経営 (3) 視聴覚障害者情報提供施設の受託経営 (4) 介助犬訓練事業 (5) 聴導犬訓練事業 3 公益を目的とする事業 <ol style="list-style-type: none"> (1) 障害者の地域・在宅巡回事業 (2) 障害者の職能評価開発事業 (3) リハビリテーションに関する企画開発研究事業 (4) 障害者のスポーツ及びレクリエーション推進事業 (5) 障害者の情報・文化の振興事業 (6) 介助犬認定事業 (7) 聴導犬認定事業 |

| | | |
|------------------|--------------------------------|--|
| 施 設 概 要 | 横浜市西部地域療育センター | |
| | 設 置 場 所 | 横浜市保土ヶ谷区今井町743番地の2 |
| | 設 置 年 月 日 | 平成13年4月1日 |
| | 設 置 目 的 | 心身に障害のある児童及びその疑いのある児童の地域における療育体制の充実及び福祉の向上を図ることを目的とする。 |
| | 主 な 事 業 内 容 | <ol style="list-style-type: none"> 1 児童に対する療育訓練 2 児童に関する相談及び指導 3 児童の医学的、心理的、教育的及び社会的な診断、治療、検査、判定及び評価 4 地域への巡回相談及び指導 5 その他上記に準ずる事業 |
| | 平 成 1 6 年 度 委 託 料、指 定 管 理 料 | 委 託 料 134,765,687 円 (平成16年4月～平成16年6月) 指 定 管 理 料 297,724,590 円 (平成16年7月～平成17年3月) |
| | 指 定 管 理 期 間 | 平成16年7月1日から平成21年3月31日まで |

(8) 財団法人横浜市緑の協会

公の施設：岡野公園

| | | |
|------------------|-------------|---|
| 団 体 概 要 | 財団法人横浜市緑の協会 | |
| | 設 立 年 月 日 | 昭和54年3月15日 |
| | 所 在 地 | 横浜市港北区新横浜二丁目7番地17 KAKiYAビル4階 |
| | 設 立 目 的 | 市民等の寄附によって積み立てられるよこはま緑の街づくり基金の運用による、都市緑化の推進を図るとともに、横浜市の公園緑地事業、緑化事業及び動物園事業に協力し、公園緑地及び動物園の円滑な運営、健全な利用の増進及び都市環境の改善を図り、もって公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。 |
| | 代 表 者 | 理事長 宇野 公博 |
| | 役 員 数 | 16人 |
| | 主 な 事 業 内 容 | <ol style="list-style-type: none"> 1 よこはま緑の街づくり基金の造成、管理及び運用 2 公園緑地、都市緑化及び動物園に関する調査研究及び普及啓発 3 都市緑化の推進に関する事業 4 横浜市の公園緑地事業及び緑化事業に対する協力 5 横浜市が設置する公園緑地の管理に関する業務の受託 6 横浜市が設置する公園内の動物園の管理等に関する業務の受託 7 催物の開催及び機関紙その他印刷物の刊行等による広報活動 8 売店、駐車場、レクリエーション施設その他の公園緑地等に関する付帯事業の経営及び受託 9 屋外広告物の美化等に関する業務の受託 |
| 施 設 概 要 | 岡野公園 | |
| | 設 置 場 所 | 横浜市西区岡野二丁目9番 |
| | 設 置 年 月 日 | 昭和38年6月25日 |
| | 設 置 目 的 | 西区の都心部における中心的な公園として、運動施設（プール、軟式野球場）や緑地（バラ園）など各種施設が設置されており、都心部における貴重な緑地及び運動施設を提供している。 |
| | 主 な 事 業 内 容 | 運動施設及び緑地の提供 |
| | 平成16年度指定管理料 | 20,727,000円 |
| | 指 定 管 理 期 間 | 平成16年7月1日から平成21年3月31日まで |

(9) 協栄ビルメンテナンス株式会社

公の施設：芦名橋公園プール

| | | |
|------------------|----------------|--|
| 団 体 概 要 | 協栄ビルメンテナンス株式会社 | |
| | 設 立 年 月 日 | 昭和39年5月1日 |
| | 所 在 地 | 東京都中央区日本橋蛸殻町2丁目13番9号 |
| | 設 立 目 的 | 下記の事業内容を営むことを目的とする。 |
| | 代 表 者 | 代表取締役 山田 豊三 |
| | 役 員 数 | 9人 |
| | 主 な 事 業 内 容 | <ol style="list-style-type: none"> 1 総合ビルメンテナンス業務 2 建築物環境衛生管理業務 3 ビル設備総合管理業務 4 保安警備業務並びに防災業務 5 電気工事の設計施工及び監理並びに電気設備機器の販売 6 空調設備等管工事の設計施工及び監理並びに関係設備機器の販売 7 内装仕上げ工事の設計施工及び監理 8 造園工事の設計施工及び監理並びに保守点検 9 消防施設工事の設計施工及び監理並びに保守点検 10 スポーツイベント及び各種イベントの企画、運営並びに設営業務 11 スポーツ施設の運営管理業務 |
| 施 設 概 要 | 芦名橋公園プール | |
| | 設 置 場 所 | 横浜市磯子区磯子二丁目15番 |
| | 設 置 年 月 日 | 昭和37年10月10日 |
| | 設 置 目 的 | 公有水面埋立による海浜消失の代替施設として整備された |
| | 主 な 事 業 内 容 | 子供用プールの提供 |
| | 指 定 管 理 期 間 | 平成17年4月1日から平成22年3月31日 |